



青森県基本計画

「選ばれる青森」
への挑戦

支え合い、共に生きる

児 童 相 談

2023

(令和4年度実績)

青 森 県

東青地域県民局 地域健康福祉部 こども女性相談総室

中南地域県民局 地域健康福祉部 こども相談総室

三八地域県民局 地域健康福祉部 こども相談総室

西北地域県民局 地域健康福祉部 福祉こども総室

上北地域県民局 地域健康福祉部 福祉こども総室

下北地域県民局 地域健康福祉部 福祉こども総室

はじめに

児童相談所の業務につきましては、日頃から格別のご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、近年、児童相談所に寄せられる相談は、児童の置かれる環境の変化とともに多様化、複雑化してきております。とりわけ児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加しており、本県の令和4年度の児童相談所での児童虐待相談対応件数は2,039件となりました。

国では、令和元年に「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」を公布し、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等について規定されました。

本県では、「市町村と児童相談所の機関連携対応方針」を策定し、市町村と児童相談所がそれぞれ役割を果たし、関係機関等と適切に連携することで、地域子どもたちが確実に守られるよう取り組んできたところです。

法改正等に適切に対応し、さらなる連携の強化に取り組んでいきたいと考えておりますので、今後とも、皆様には一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

このたび、令和4年度における県内の児童相談所の業務概要を取りまとめましたので、ご高覧いただき、児童相談所業務への一層のご理解、ご協力をいただければ幸いです。

令和5年2月

東青地域県民局 地域健康福祉部 こども女性相談総室
青森県中央児童相談所長 葛西 広和

中南地域県民局 地域健康福祉部 こども相談総室
青森県弘前児童相談所長 長内 かおる

三八地域県民局 地域健康福祉部 こども相談総室
青森県八戸児童相談所長 細越 亜起子

西北地域県民局 地域健康福祉部 福祉こども総室
青森県五所川原児童相談所長 後村 直希

上北地域県民局 地域健康福祉部 福祉こども総室
青森県七戸児童相談所長 小寺 隆子

下北地域県民局 地域健康福祉部 福祉こども総室
青森県むつ児童相談所長 齋藤 康道

目 次

第1 児童相談所の概要

1 青森県の状況	1
2 管轄区域図	2
3 管内面積・人口（児童人口）	3
4 児童相談所の名称及び所在地	4
5 組織	5
6 沿革	8

第2 児童相談所の業務

1 相談業務	9
(1) 相談の種類と主な内容	9
(2) 児童相談所における相談援助活動の体系・展開	10
(3) 相談の状況	11
ア 養護相談	14
イ 障害相談	23
ウ 非行相談	24
エ 育成相談	25
2 判定業務	26
3 一時保護業務	29
(1) 県内児童相談所の一時保護の状況	29
(2) 中央児童相談所の一時保護所（集中管理）の状況	31
(3) 県内児童相談所の委託一時保護の状況	34

第3 児童相談所の事業等

1 子ども虐待防止対策	36
(1) 被虐待児フォローアップ事業	36
(2) 子ども虐待ホットライン事業	37
(3) 児童相談所法律相談実施事業	38
(4) カウンセリング強化事業	38
(5) 虐待予防、早期発見のための研修会	39
2 市町村支援	40
(1) 市町村子ども家庭相談支援	40
(2) 要保護児童対策地域協議会支援	40
(3) 各児童相談所の市町村に対する支援実績	40
(4) 要保護児対策地域協議会支援	41

(5) 市町村子ども家庭支援担当職員研修	41
(6) その他の支援	42
3 里親支援	43
(1) 里親委託推進委員会	43
(2) 養育里親研修・養子縁組里親研修	43
4 関係機関との連携状況	43
(1) 各種研修会への講師等の派遣	44
(2) 実習生、見学者の受け入れ	44

第1 児童相談所の概要

1 青森県の状況

青森県は本州の北端に位置し、北は津軽海峡を隔てて北海道と、南は岩手県、秋田県に接している。

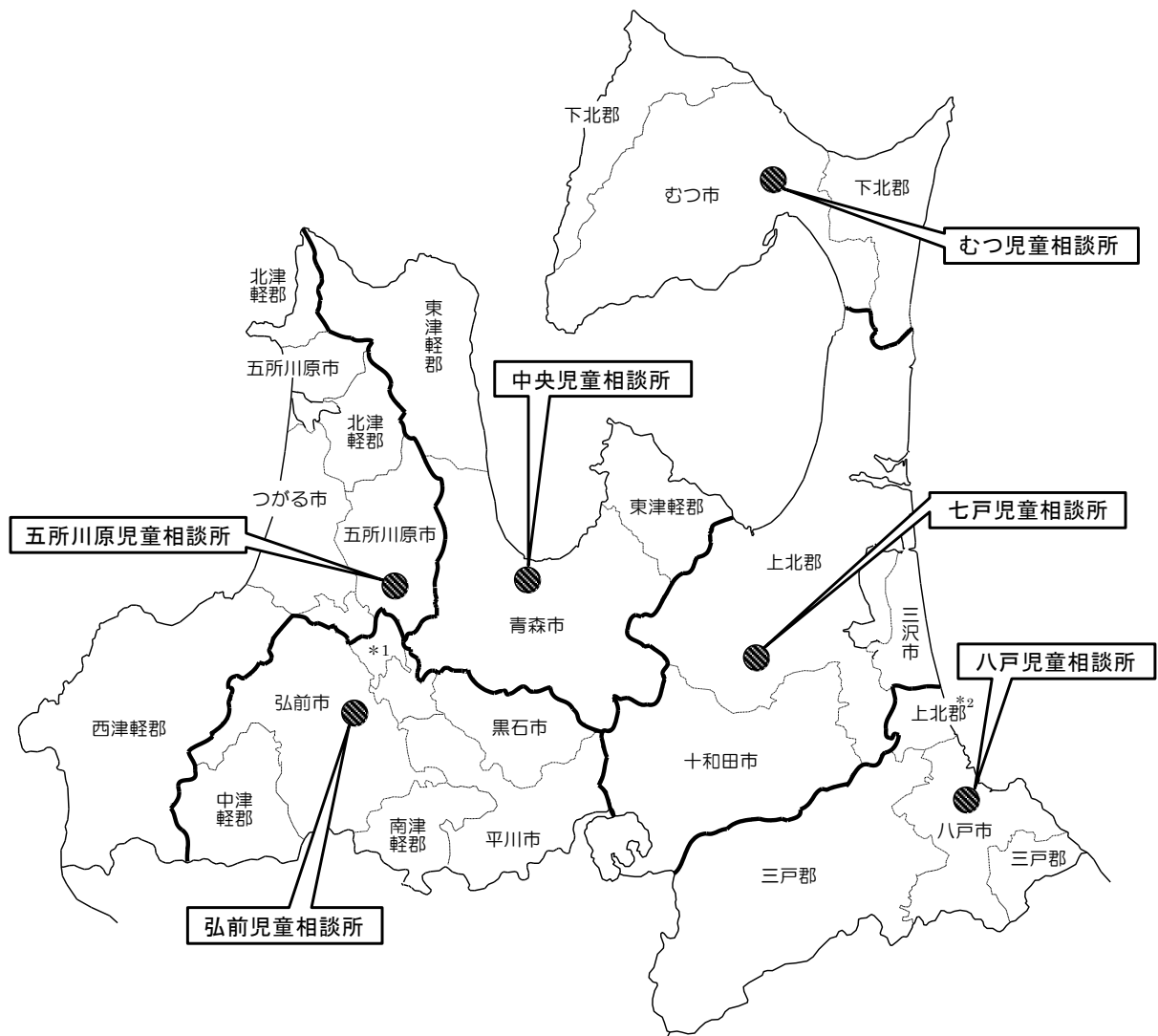
地形的には、三方を海に囲まれ、中央に奥羽山脈が走り、県土を日本海側と太平洋側とに分けている。世界遺産の白神山地に広がるブナの原生林、山地の裾野を彩るりんご畑、変化に富む海岸線の風景は、人々の心に安らぎを与える自然環境を形成している。

本県は10市、22町、8村から成り、面積9,646km²、人口は1,204,372人、児童人口(18歳未満)は151,781人となっている。(R4.10.1 青森県推計人口)

なお、青森県では平成18年3月1日にかけて、延べ44の市町村が関係する計17件の市町村合併が行われ、その経過については次のとおりである。

名 称	合 併 日	関 係 市 町 村
上北郡おいらせ町	H18.3.1	上北郡百石町、上北郡下田町
弘前市	H18.2.27	弘前市、中津軽郡岩木町、中津軽郡相馬村
平川市	H18.1.1	南津軽郡平賀町、南津軽郡尾上町、南津軽郡碓ヶ関村
三戸郡南部町	H18.1.1	三戸郡名川町、三戸郡南部町、三戸郡福地村
青森市	H17.4.1	青森市、南津軽郡浪岡町
上北郡東北町	H17.3.31	上北郡上北町、上北郡東北町
上北郡七戸町	H17.3.31	上北郡七戸町、上北郡天間林村
西津軽郡深浦町	H17.3.31	西津軽郡深浦町、西津軽郡岩崎村
八戸市	H17.3.31	八戸市、三戸郡南郷村
北津軽郡中泊町	H17.3.28	北津軽郡中里町、北津軽郡小泊村
南津軽郡藤崎町	H17.3.28	南津軽郡藤崎町、南津軽郡常盤村
東津軽郡外ヶ浜町	H17.3.28	東津軽郡蟹田町、東津軽郡平舘村、東津軽郡三厩村
五所川原市	H17.3.28	五所川原市、北津軽郡金木町、北津軽郡市浦村
むつ市	H17.3.14	むつ市、下北郡川内町、下北郡大畑町、下北郡脇野沢村
つがる市	H17.2.11	西津軽郡木造町、西津軽郡森田村、西津軽郡柏村 西津軽郡稲垣村、西津軽郡車力村
十和田市	H17.1.1	十和田市、上北郡十和田湖町
三戸郡五戸町	H16.7.1	三戸郡五戸町、三戸郡倉石村

2 管轄区域図 (令和5年4月1日現在)



※ 北津軽郡のうち、板柳町*1は弘前児童相談所管内
上北郡のうち、おいらせ町*2は八戸児童相談所管内

3 管内面積・人口（児童人口）

相談所名	管轄区域	面積(km ²)	人口(人) 〔R5.4.1〕 推計人口	R4.10.1 推計人口		
				人口 (人)	児童人口 0~17歳人口(人)	比率 (%)
中央	青森市	824.61	265,328	268,556	33,045	12.3
	東津軽郡	653.50	18,914	19,337	1,785	9.2
	計	1,478.11	284,242	287,893	34,830	12.1
弘前	弘前市	524.20	162,322	164,292	20,487	12.5
	黒石市	217.05	30,607	30,929	3,765	12.2
	平川市	346.01	29,688	29,977	3,998	13.3
	中津軽郡	246.02	1,191	1,212	165	13.6
	南津軽郡	223.06	29,280	29,556	3,701	12.5
	北津軽郡 (板柳町)	41.88	12,026	12,198	1,412	11.6
	計	1,598.22	265,114	268,164	33,528	12.5
八戸	八戸市	305.56	217,051	219,003	30,278	13.8
	上北郡 (おいらせ町)	71.96	24,111	24,260	4,008	16.5
	三戸郡	969.32	59,194	60,083	6,635	11.0
	計	1,346.84	300,356	303,346	40,921	13.5
五所川原	五所川原市	404.20	49,243	49,875	5,827	11.7
	つがる市	253.55	29,298	29,733	3,409	11.5
	西津軽郡	831.98	15,078	15,421	1,351	8.8
	北津軽郡 (板柳町を除く)	262.77	20,347	20,730	2,319	11.2
	計	1,752.50	113,966	115,759	12,906	11.1
七戸	十和田市	725.65	58,448	59,030	7,604	12.9
	三沢市	119.87	37,743	38,157	5,697	14.9
	上北郡 (おいらせ町を除く)	1,208.62	65,643	66,542	8,212	12.3
	計	2,054.14	161,834	163,729	21,513	13.1
むつ	むつ市	864.20	51,067	52,144	6,535	12.5
	下北郡	551.92	13,048	13,337	1,548	11.6
	計	1,416.12	64,115	65,481	8,083	12.3
合計		9,645.93	1,189,627	1,204,372	151,781	12.6

(注1) 総面積は令和5年1月1日現在の全国都道府県市町村別面積調(国土交通省国土地理院)

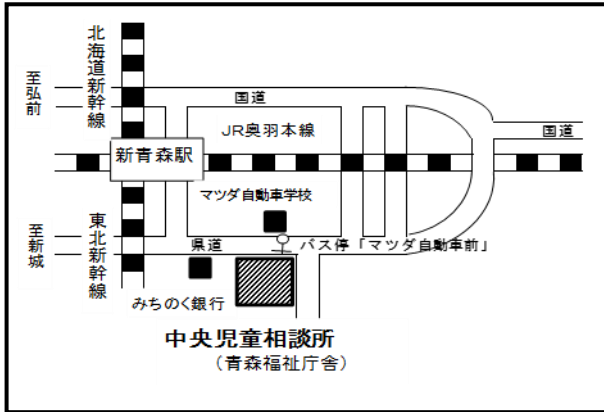
(注2) 人口は令和4年10月1日現在及び令和5年4月1日現在の推計人口(青森県統計分析課)

(注3) 県の人口には、県内市町村間移動者数を含んでいないため、各市町村の推計人口の総計とは一致しない。

4 児童相談所の名称及び所在地

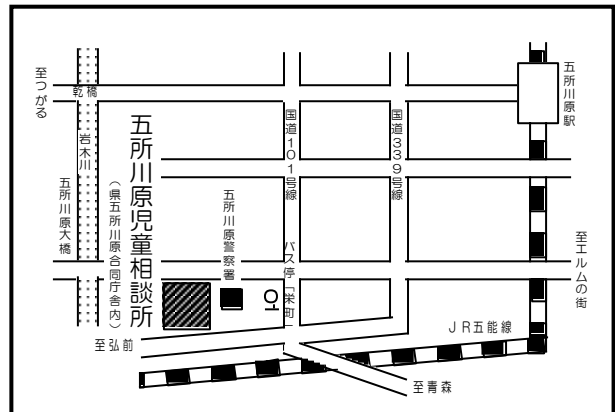
中央児童相談所

〒038-0003 青森市石江字江渡 5-1
 TEL (017) 781-9744
 FAX (017) 781-4175



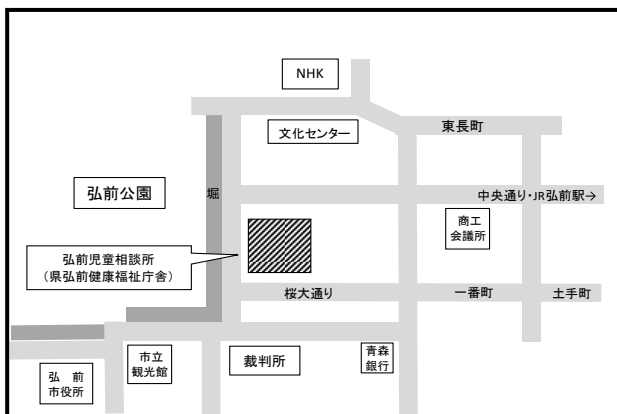
五所川原児童相談所

〒037-0046 五所川原市栄町 10
 TEL (0173) 38-1555
 FAX (0173) 38-4637



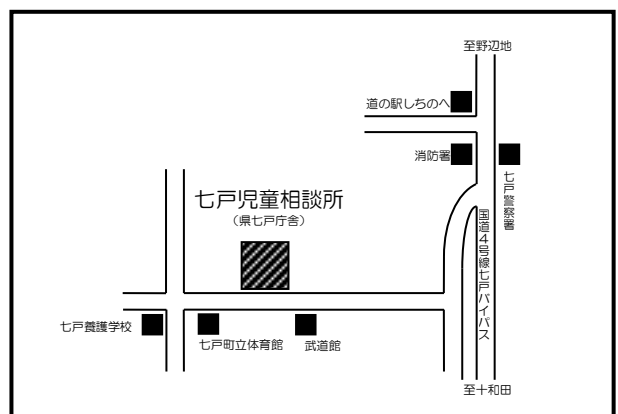
弘前児童相談所

〒036-8356 弘前市大字下白銀町 14-2
 TEL (0172) 36-7474
 FAX (0172) 36-8726



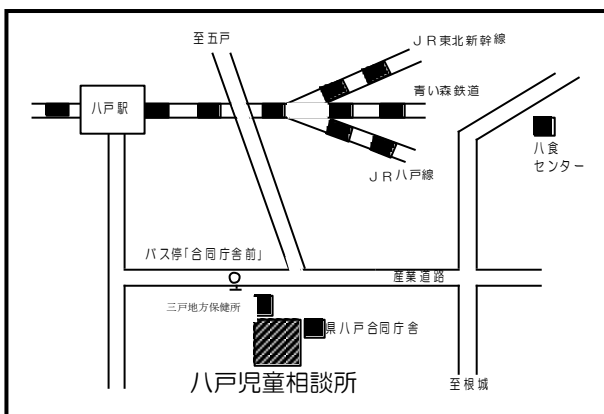
七戸児童相談所

〒039-2594 七戸町字蛇坂 55-1
 TEL (0176) 60-8086
 FAX (0176) 60-8087



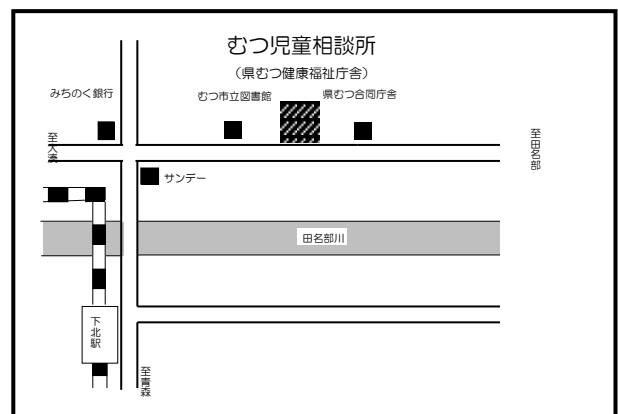
八戸児童相談所

〒039-1101 八戸市尻内町字鴨田 7
 TEL (0178) 27-2271
 FAX (0178) 27-2627



むつ児童相談所

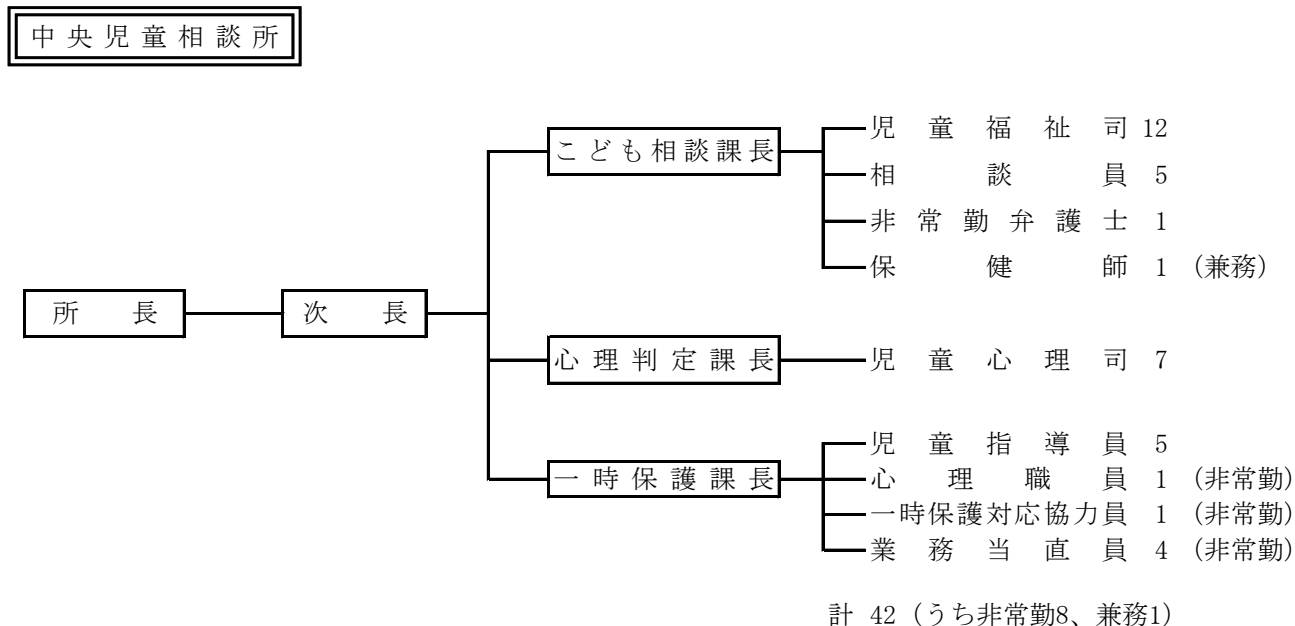
〒035-0073 むつ市中央1丁目 3-33
 TEL (0175) 23-5975
 FAX (0175) 23-5982



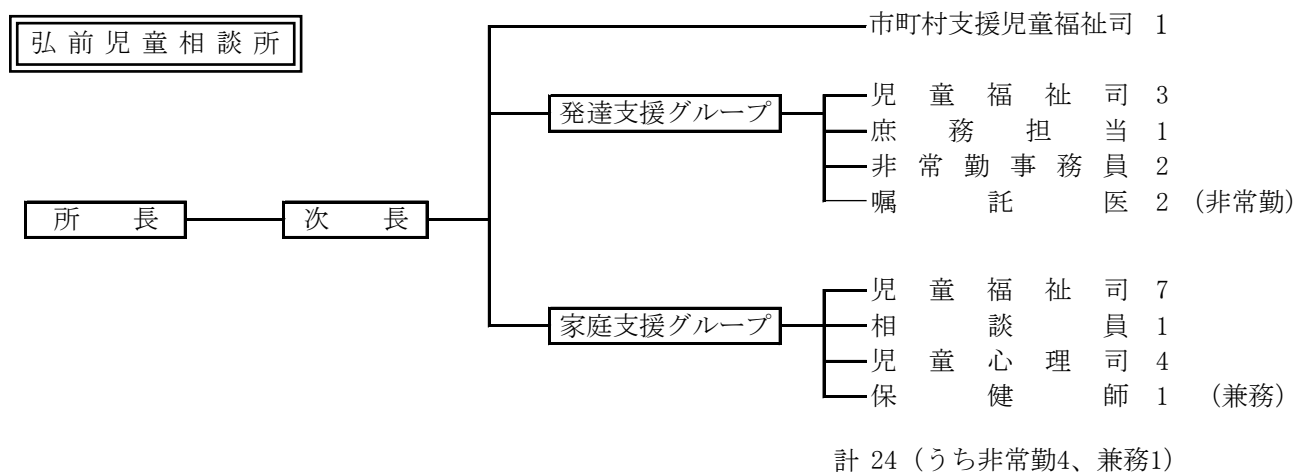
5 組 織

R5. 4. 1現在

【東青地域県民局地域健康福祉部こども女性相談総室】

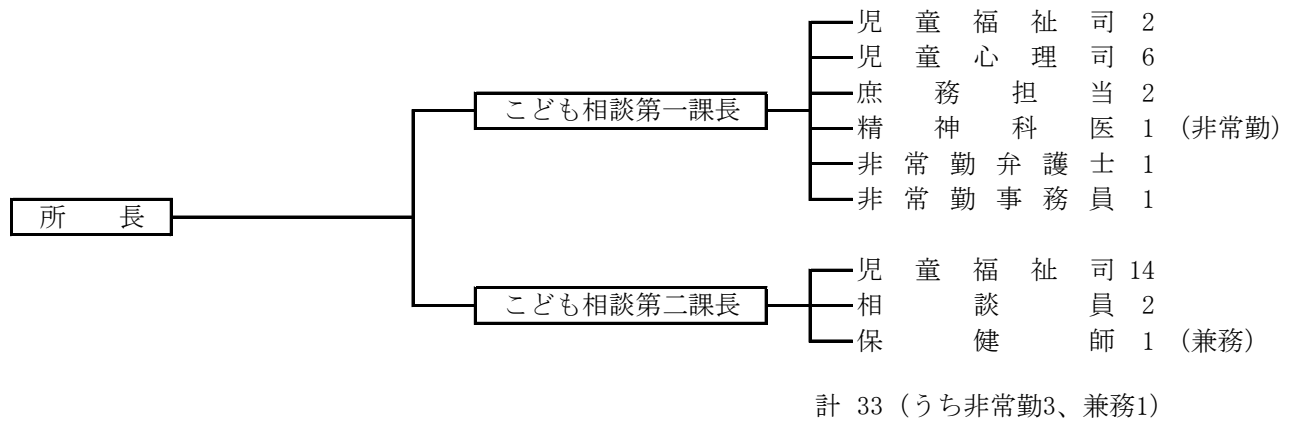


【中南地域県民局地域健康福祉部こども相談総室】



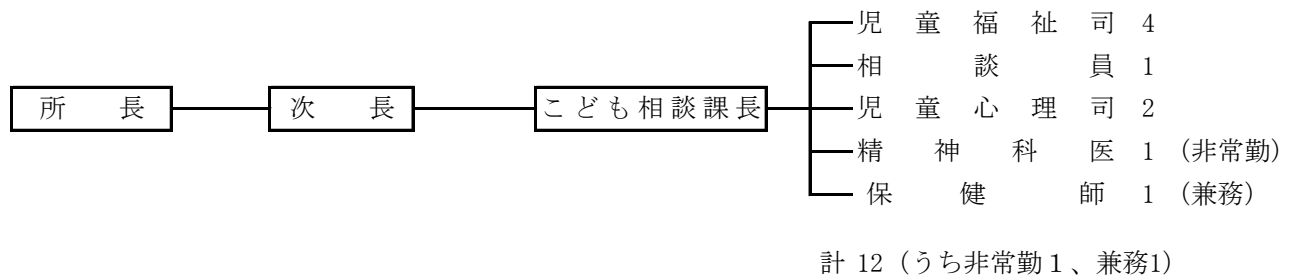
【三八地域県民局地域健康福祉部こども相談総室】

八戸児童相談所



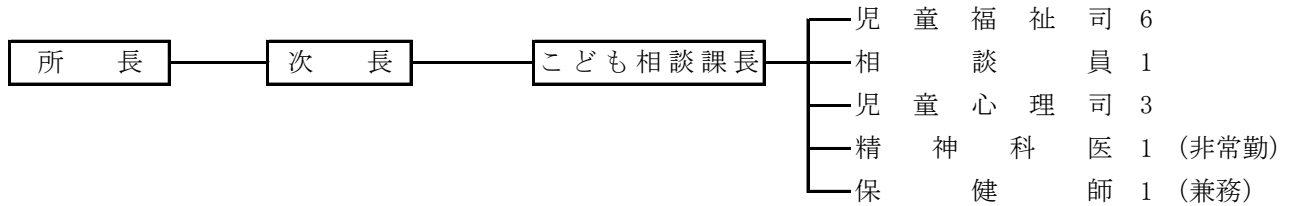
【西北地域県民局地域健康福祉部福祉こども総室】

五所川原児童相談所



【上北地域県民局地域健康福祉部福祉こども総室】

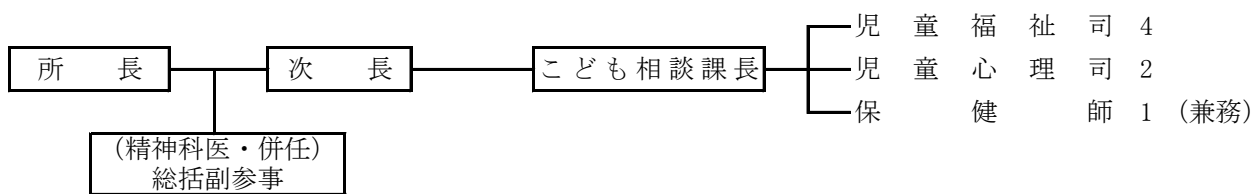
七戸児童相談所



計 15 (うち非常勤 1、兼務 1)

【下北地域県民局地域健康福祉部福祉こども総室】

むつ児童相談所



計 11 (うち兼務2)

6 沿 革

年 度	項 目
昭和 23	(昭和22.12 児童福祉法公布、昭和23.1 児童福祉法施行、昭和23.4 児童福祉法全面施行) 4月 中央児童相談所を本庁児童課内に、一時保護所を青森学園（教護院、当時青森市石江）におく。 6月 弘前児童相談所を中南地方事務所内に設置。
24	3月 中央児童相談所新築移転（青森市新町）。 8月 中央児童相談所八戸出張所設置（八戸市玄中寺下）。
26	5月 中央児童相談所八戸出張所を八戸児童相談所に昇格。
27	児童福祉法第27条第1項の知事の措置権を児童相談所長に委任。
29	4月 中央児童相談所移転（青森市寺町）。
34	中央、弘前、八戸児童相談所が次長制となる。
35	12月 中央児童相談所新築移転（青森市松森）。
44	弘前、八戸児童相談所は次長制廃止。一時保護の集中管理実施。
47	中央児童相談所は次長制を廃止し、総務係、業務係の二係制となる。
55	中央児童相談所は庶務課、業務課、一時保護課の三課制となる。
平成 3	10月 中央児童相談所新築移転（青森市石江ー青森福祉庁舎内）。
5	中央児童相談所が次長制（兼務）となる。
9	4月 中央児童相談所むつ支所が県むつ合同庁舎内に開設される。
10	4月 県内各児童相談所庶務課の名称を総務課に改称。
12	4月 弘前児童相談所五所川原支所が県五所川原合同庁舎内に、八戸児童相談所七戸支所が県七戸庁舎内に開設される。 中央児童相談所は総務課、業務課、心理判定課、一時保護課の四課制となる。
14	4月 保健所、地方福祉事務所、児童相談所が県内6圏域ごとに「地方健康福祉こどもセンター」として組織改編となり、児童相談所については、各センターこども相談部として、各支所が、むつ児童相談所、五所川原児童相談所、七戸児童相談所に格上げとなる。 各児童相談所の総務課及び業務課を廃止し、「こども相談第一課」及び「こども相談第二課」を新設。中央児童相談所は、こども相談第一課、こども相談第二課、心理判定課、一時保護課の四課制となる。
16	4月 中央児童相談所は次長制廃止。
18	4月 弘前、八戸、むつの3地域は、「地方健康福祉こどもセンター こども相談部」から「地域県民局 地域健康福祉部 こども相談総室」として組織改編となる。 中央児童相談所に精神科医（常勤）が配置される。
19	4月 青森、五所川原、七戸の3地域は、「地方健康福祉こどもセンター こども相談部」から「地域県民局 地域健康福祉部 こども相談総室」として組織改編される。 各児童相談所が、「こども相談第一課」及び「こども相談第二課」を廃止して所長の下に次長制をしき、中央児童相談所は、「こども相談課」を新設。
20	4月 五所川原、七戸、むつの3地域は、「福祉総室」と「こども相談総室」とを統合し、「地域県民局 地域健康福祉部福祉こども総室」として組織改編される。
21	4月 中央児童相談所の精神科医（常勤）が廃止され、つくしが丘病院の精神科医が中央児童相談所兼務となる。
23	4月 弘前、八戸児童相談所が「心理判定グループ」を新設。
24	4月 弘前、八戸児童相談所が「心理判定グループ」を廃止。
27	3月 弘前児童相談所新築移転（弘前市下白銀町ー県弘前健康福祉庁舎内）
28	4月 むつ児童相談所移転（むつ市中央1丁目3-33 県むつ健康福祉庁舎内）
令和 3	4月 八戸児童相談所は次長制廃止し、「こども相談第一課」「こども相談第二課」の二課制となる。

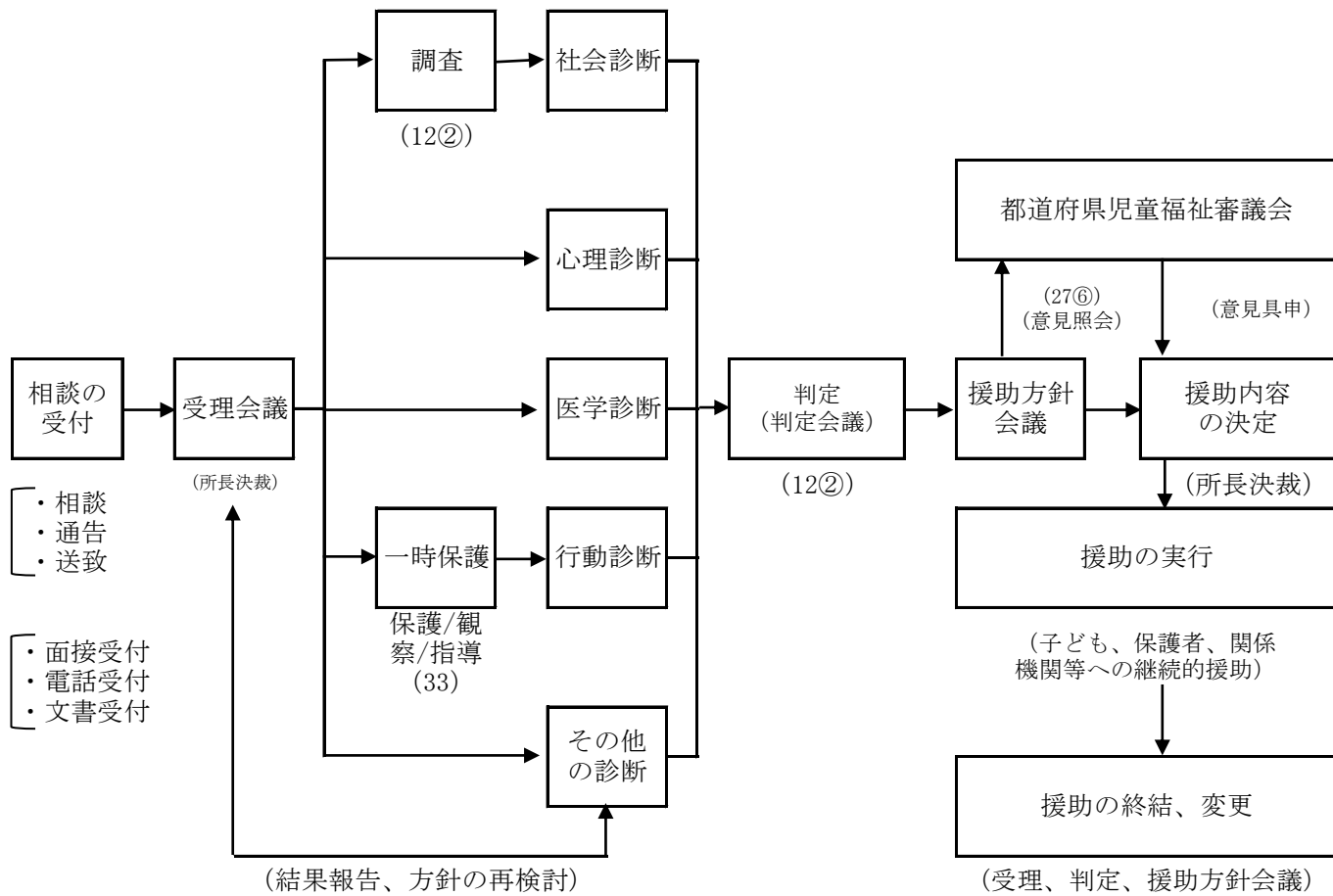
第2 児童相談所の業務

1 相談業務

(1) 相談の種類と主な内容

養護相談	1. 児童虐待相談	<p>児童虐待の防止等に関する法律の第2条に規定する次の行為に関する相談</p> <p>(1) 身体的虐待 生命・健康に危険のある身体的な暴行</p> <p>(2) 性的虐待 性交、性的暴行、性的行為の強要</p> <p>(3) 心理的虐待 暴言や差別など心理的外傷を与える行為、児童が同居する家庭における配偶者、家族に対する暴力</p> <p>(4) 保護の怠慢、拒否(ネグレクト) 保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為及び棄児</p>
	2. その他の相談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、迷子、親権を喪失・停止した親の子、後見人を持たぬ児童等環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談
保健相談	3. 保健相談	未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患(精神疾患を含む)等を有する子どもに関する相談
障害相談	4. 肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談
	5. 視聴覚障害相談	盲(弱視を含む)、ろう(難聴を含む)等視聴覚障害児に関する相談
	6. 言語発達障害等相談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ子ども、言語発達遅滞を有する子ども等に関する相談。ことばの遅れの原因が知的障害、自閉症、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合は該当の種別として取り扱う。
	7. 重症心身障害相談	重症心身障害児(者)に関する相談。
	8. 知的障害相談	知的障害児に関する相談。
	9. 発達障害相談	自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の子どもに関する相談(自閉症スペクトラム障害を含む)
非行相談	10. ぐ犯行為等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為、問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として通告のあった子ども、又は触法行為があったと思料されても警察署から法第25条による通告のない子どもに関する相談
	11. 触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談。受け付けた時には通告がなくとも調査の結果、通告が予定されている子どもに関する相談についてもこれに該当する。
育成相談	12. 性格行動相談	子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格又は行動上の問題を有する子どもに関する相談
	13. 不登校相談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校(園)していない状態にある子どもに関する相談。非行や精神疾患、養護問題が主である場合等には該当の種別として取り扱う。
	14. 適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談
	15. 育児・しつけ相談	家庭内における幼児の育児・しつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談
	16. その他の相談	1～15のいずれにも該当しない相談

(2) 児童相談所における相談援助活動の体系・展開



※

援 助	
1 在宅指導等	2 児童福祉施設入所措置 (27①Ⅲ)
(1) 措置によらない指導 (12②)	指定発達支援医療機関委託 (27②)
ア 助言指導	3 里親、小規模住居型児童養育事業委託措置 (27①Ⅲ)
イ 継続指導	4 児童自立生活援助の実施 (33の6①)
ウ 他機関あつせん	5 市町村への事案送致 (26①Ⅲ)
(2) 措置による指導	福祉事務所送致、通知 (26①Ⅲ、63の4、63の5)
ア 児童福祉司指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)	都道府県知事、市町村長報告、通知 (26①Ⅳ、Ⅴ、Ⅵ、Ⅶ)
イ 児童委員指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)	6 家庭裁判所送致 (27①Ⅳ、27の3)
ウ 市町村指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)	7 家庭裁判所への家事審判の申立て
エ 児童家庭支援センター指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)	ア 施設入所の承認 (28①②)
オ 知的障害者福祉司、社会福祉主事指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)	イ 特別養子縁組適格の確認の請求 (33の6の2①)
カ 障害児相談支援事業を行う者の指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)	ウ 親権喪失等の審判の請求又は取消しの請求 (33の7)
キ 指導の委託 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)	エ 後見人選任の請求 (33の8)
(3) 訓戒、誓約措置 (27①Ⅰ)	オ 後見人解任の請求 (33の9)

(数字は児童福祉法の該当条項等)

(3) 相談の状況

①相談種類別受付状況

令和4年度に県内の児童相談所が受け付けた相談の総件数は5,015件で令和3年度の4,746件に比べ269件増(前年度比105.6%)となった。

増加した相談種別は、養護(児童虐待)相談(395件増)、重症心身障害相談(10件増)、触法行為相談(6件増)、性格行動相談(48件増加)、不登校相談(20件増)、育児・しつけ相談(33件増)、その他相談(105件増)となっている。

減少した相談種別は、養護(その他)相談(93件減)、肢体不自由障害相談(19件減)、視聴覚障害(2件減)、知的障害相談(200件減)、発達障害相談(16件減)、ぐ犯行為等相談(18件減)となっている。

相談種類別では、虐待相談を含む養護相談が2,704件で53.9%(前年度比112.6%)、知的障害相談及び発達障害等の障害相談が1,530件で全体の30.5%(前年度比87.1%)、非行相談が67件で1.3%(前年度比84.8%)、性格行動相談等の育成相談が464件で9.3%(前年度比127.8%)、その他の相談が249件5.0%(前年度比172.9%)、となっている。

表1 相談種類別児童受付数

相談種類	養護		保	障						非		育				そ	計	
	児童虐待	その他		肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害等	重症心身障害	知的障害	発達障害	ぐ犯行為等	触法行為等	性格行動	不登校	適性	育児・しつけ			その他
児童相	年度																	
	%																	
中央	3	457	284	1	4	1		3	358	13	27	6	79	18	23	8	64	1,346
	(%)	(34.0)	(21.1)	(0.1)	(0.3)	(0.1)		(0.2)	(26.6)	(1.0)	(2.0)	(0.4)	(5.9)	(1.3)	(1.7)	(0.6)	(4.8)	(100.0)
弘前	4	598	121	1	2			4	336	6	8	12	78	15	13	9	46	1,249
	(%)	(47.9)	(9.7)	(0.1)	(0.2)			(0.3)	(26.9)	(0.5)	(0.6)	(1.0)	(6.2)	(1.2)	(1.0)	(0.7)	(3.7)	(100.0)
八戸	3	280	87				2		317	22	7	9	44	7	2	13	41	831
	(%)	(33.7)	(10.5)				(0.2)		(38.1)	(2.6)	(0.8)	(1.1)	(5.3)	(0.8)	(0.2)	(1.6)	(4.9)	(100.0)
五所川原	4	409	113				6	267	20	5	6	46	18	2	24	51	967	
	(%)	(42.3)	(11.7)				(0.6)	(27.6)	(2.1)	(0.5)	(0.6)	(4.8)	(1.9)	(0.2)	(2.5)	(5.3)	(100.0)	
七戸	3	574	195		25	1		11	436	1	4	10	44	4	40		15	1,360
	(%)	(42.2)	(14.3)		(1.8)	(0.1)		(0.8)	(32.1)	(0.1)	(0.3)	(0.7)	(3.2)	(0.3)	(2.9)		(1.1)	(100.0)
むつ	4	585	248		12			8	389	6	8	16	83	24	47	16	126	1,568
	(%)	(37.3)	(15.8)		(0.8)			(0.5)	(24.8)	(0.4)	(0.5)	(1.0)	(5.3)	(1.5)	(3.0)	(1.0)	(8.0)	(100.0)
七戸	3	106	53		3			1	151	15	2	4	29	13			12	389
	(%)	(27.2)	(13.6)		(0.8)			(0.3)	(38.8)	(3.9)	(0.5)	(1.0)	(7.5)	(3.3)			(3.1)	(100.0)
むつ	4	136	38			1	2	131	8	1	3	28	5	2	5	13	373	
	(%)	(36.5)	(10.2)			(0.3)	(0.5)	(35.1)	(2.1)	(0.3)	(0.8)	(7.5)	(1.3)	(0.5)	(1.3)	(3.5)	(100.0)	
七戸	3	192	53		7			4	199		8	1	14		7		4	489
	(%)	(39.3)	(10.8)		(1.4)			(0.8)	(40.7)		(1.6)	(0.2)	(2.9)		(1.4)		(0.8)	(100.0)
むつ	4	242	57		7			8	192	1	6		21		9		3	546
	(%)	(44.3)	(10.4)		(1.3)			(1.5)	(35.2)	(0.2)	(1.1)		(3.8)		(1.6)		(0.5)	(100.0)
合計	3	87	34		2			2	168	11		1	11	3	4		8	331
	(%)	(26.3)	(10.3)		(0.6)			(0.6)	(50.8)	(3.3)		(0.3)	(3.3)	(0.9)	(1.2)		(2.4)	(100.0)
合計	4	121	36		1	1	3	114	5	2		13	3	3		10	312	
	(%)	(38.8)	(11.5)		(0.3)	(0.3)	(1.0)	(36.5)	(1.6)	(0.6)		(4.2)	(1.0)	(1.0)		(3.2)	(100.0)	
合計	3	1,696	706	1	41	2	2	21	1,629	62	48	31	221	45	76	21	144	4,746
	(%)	(35.7)	(14.9)	(0.0)	(0.9)	(0.0)	(0.0)	(0.4)	(34.3)	(1.3)	(1.0)	(0.7)	(4.7)	(0.9)	(1.6)	(0.4)	(3.0)	(100.0)
合計	4	2,091	613	1	22		2	31	1,429	46	30	37	269	65	76	54	249	5,015
	(%)	(41.7)	(12.2)	(0.0)	(0.4)		(0.0)	(0.6)	(28.5)	(0.9)	(0.6)	(0.7)	(5.4)	(1.3)	(1.5)	(1.1)	(5.0)	(100.0)

(注)割合は四捨五入したものであり、合計値が100%にならない場合がある。

②相談経路別受付状況

相談の経路別の受付状況は、表2のとおりである。家族・親戚からの相談が1,845件で最も多く、次いで警察・家裁からの相談が1,126件、学校等からの相談が519件等となっている。

表2 相談経路別児童受付数

児相	受付経路	都道府県	市町村・児童委員	福祉事務所(県・市)	児童福祉施設・保育所	児童家庭支援センター・認定こども園	警察・家庭裁判所	保健所・医療機関	学校等	里親	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	計
	中央	3 (%)	91 (6.8)	44 (3.3)	44 (3.3)	45 (3.3)	10 (0.7)	253 (18.8)	9 (0.7)	113 (8.4)	15 (1.1)	514 (38.2)	150 (11.1)	22 (1.6)	36 (2.7)
	4 (%)	79 (6.3)	35 (2.8)	83 (6.6)	48 (3.8)	5 (0.4)	309 (24.7)	17 (1.4)	148 (11.8)	3 (0.2)	393 (31.5)	89 (7.1)	15 (1.2)	25 (2.0)	1,249 (100.0)
弘前	3 (%)	56 (6.7)	54 (6.5)	45 (5.4)	14 (1.7)	2 (0.2)	174 (20.9)	13 (1.6)	53 (6.4)		330 (39.7)	40 (4.8)	9 (1.1)	41 (4.9)	831 (100.0)
	4 (%)	52 (5.4)	38 (3.9)	72 (7.4)	16 (1.7)	3 (0.3)	272 (28.1)	13 (1.3)	96 (9.9)	1 (0.1)	358 (37.0)	32 (3.3)	8 (0.8)	6 (0.6)	967 (100.0)
八戸	3 (%)	92 (6.8)	57 (4.2)	11 (0.8)	47 (3.5)	4 (0.3)	226 (16.6)	22 (1.6)	114 (8.4)	9 (0.7)	619 (45.5)	113 (8.3)	14 (1.0)	32 (2.4)	1,360 (100.0)
	4 (%)	120 (7.7)	72 (4.6)	6 (0.4)	51 (3.3)	9 (0.6)	286 (18.2)	19 (1.2)	173 (11.0)	17 (1.1)	643 (41.0)	85 (5.4)	34 (2.2)	53 (3.4)	1,568 (100.0)
五所川原	3 (%)	36 (9.3)	17 (4.4)	7 (1.8)	14 (3.6)	1 (0.3)	81 (20.8)	9 (2.3)	18 (4.6)	2 (0.5)	190 (48.8)	5 (1.3)	4 (1.0)	5 (1.3)	389 (100.0)
	4 (%)	42 (11.3)	14 (3.8)	12 (3.2)	14 (3.8)	3 (0.8)	86 (23.1)	1 (0.3)	30 (8.0)	5 (1.3)	150 (40.2)	9 (2.4)	5 (1.3)	2 (0.5)	373 (100.0)
七戸	3 (%)	42 (8.6)	16 (3.3)	54 (11.0)	36 (7.4)	3 (0.6)	94 (19.2)	10 (2.0)	17 (3.5)	8 (1.6)	184 (37.6)	14 (2.9)	8 (1.6)	3 (0.6)	489 (100.0)
	4 (%)	59 (10.8)	32 (5.9)	56 (10.3)	35 (6.4)	4 (0.7)	113 (20.7)	9 (1.6)	37 (6.8)	2 (0.4)	174 (31.9)	14 (2.6)		11 (2.0)	546 (100.0)
むつ	3 (%)	33 (10.0)	8 (2.4)	12 (3.6)	11 (3.3)		43 (13.0)	5 (1.5)	29 (8.8)		174 (52.6)	11 (3.3)	3 (0.9)	2 (0.6)	331 (100.0)
	4 (%)	36 (11.5)	15 (4.8)	10 (3.2)	11 (3.5)		60 (19.2)	4 (1.3)	35 (11.2)	1 (0.3)	127 (40.7)	7 (2.2)	5 (1.6)	1 (0.3)	312 (100.0)
合計	3 (%)	350 (7.4)	196 (4.1)	173 (3.6)	167 (3.5)	20 (0.4)	871 (18.4)	68 (1.4)	344 (7.2)	34 (0.7)	2,011 (42.4)	333 (7.0)	60 (1.3)	119 (2.5)	4,746 (100.0)
	4 (%)	388 (7.7)	206 (4.1)	239 (4.8)	175 (3.5)	24 (0.5)	1,126 (22.5)	63 (1.3)	519 (10.3)	29 (0.6)	1,845 (36.8)	236 (4.7)	67 (1.3)	98 (2.0)	5,015 (100.0)

表1と表2の合計数に誤差が生じるのは、表1が年齢別の合計であるため年齢不明分が除かれていること、表2は男女別の合計であるため性別不明分が除かれていることによる。

③相談処理状況

令和4年度中に措置・処理した件数は5,000件である。助言指導で処理をしたものが3,889件で77.8%を占め、次いでその他が536件、児童福祉司指導が148件、市町村送致が123件、障害児施設等への利用契約が82件などとなっている。

表3 相談処理件数

児相	処理 3	助 言 指 導	継 続 指 導	他 機 関 あ っ せ ん	児 童 福 祉 司 指 導	市 町 村 送 致	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	訓 戒 ・ 誓 約	児 童 福 祉 施 設 入 所	指 定 医 療 機 関 委 託	里 親 委 託	法 2 7 ・ 1 ・ 4 に よ る 家 庭 裁 判 所 送 致	障 害 児 施 設 等 へ の 利 用 契 約	そ の 他	計
中央	3	1,097	21	6	36	5	9		21		5	1	7	157	1,365
	(%)	(80.4)	(1.5)	(0.4)	(2.6)	(0.4)	(0.7)		(1.5)		(0.4)	(0.1)	(0.5)	(11.5)	(100.0)
弘前	4	966	13	8	44	14	5		14		2	1		134	1,201
	(%)	(80.4)	(1.1)	(0.7)	(3.7)	(1.2)	(0.4)		(1.2)		(0.2)	(0.1)		(11.2)	(100.0)
八戸	3	657	8	5	9	32			8		3			129	851
	(%)	(77.2)	(0.9)	(0.6)	(1.1)	(3.8)			(0.9)		(0.4)			(15.2)	(100.0)
五所川原	4	773	7	2	28	43	6		12			1	4	102	978
	(%)	(79.0)	(0.7)	(0.2)	(2.9)	(4.4)	(0.6)		(1.2)			(0.1)	(0.4)	(10.4)	(100.0)
七戸	3	1,259	18	2	69	73	6		23		17		40	132	1,639
	(%)	(76.8)	(1.1)	(0.1)	(4.2)	(4.5)	(0.4)		(1.4)		(1.0)		(2.4)	(8.1)	(100.0)
むつ	4	1,279	16	3	36	37	15		24		16	2	27	107	1,562
	(%)	(81.9)	(1.0)	(0.2)	(2.3)	(2.4)	(1.0)		(1.5)		(1.0)	(0.1)	(1.7)	(6.9)	(100.0)
合計	3	285	3	6	5				1		1		13	68	382
	(%)	(74.6)	(0.8)	(1.6)	(1.3)				(0.3)		(0.3)		(3.4)	(17.8)	(100.0)
合計	4	269	16	2	4	1	1		6		1		7	83	390
	(%)	(69.0)	(4.1)	(0.5)	(1.0)	(0.3)	(0.3)		(1.5)		(0.3)		(1.8)	(21.3)	(100.0)
合計	3	355	4		14	5	9		16		5		31	45	484
	(%)	(73.3)	(0.8)		(2.9)	(1.0)	(1.9)		(3.3)		(1.0)		(6.4)	(9.3)	(100.0)
合計	4	378	4	5	26	19	11		9		5	1	37	71	566
	(%)	(66.8)	(0.7)	(0.9)	(4.6)	(3.4)	(1.9)		(1.6)		(0.9)	(0.2)	(6.5)	(12.5)	(100.0)
合計	3	248	5	1	13	5			2		1		16	32	323
	(%)	(76.8)	(1.5)	(0.3)	(4.0)	(1.5)			(0.6)		(0.3)		(5.0)	(9.9)	(100.0)
合計	4	224	2	5	10	9			7				7	39	303
	(%)	(73.9)	(0.7)	(1.7)	(3.3)	(3.0)			(2.3)				(2.3)	(12.9)	(100.0)
合計	3	3,901	59	20	146	120	24		71		32	1	107	563	5,044
	(%)	(77.3)	(1.2)	(0.4)	(2.9)	(2.4)	(0.5)		(1.4)		(0.6)	(0.0)	(2.1)	(11.2)	(100.0)
合計	4	3,889	58	25	148	123	38		72		24	5	82	536	5,000
	(%)	(77.8)	(1.2)	(0.5)	(3.0)	(2.5)	(0.8)		(1.4)		(0.5)	(0.1)	(1.6)	(10.7)	(100.0)

表3の措置・処理件数の中には、令和4年度未処理のものは含まれていない。

ア 養護相談

養護相談に至った原因及び処理内容については表4のとおりである。主な原因としては、家族環境（虐待）から生じた問題が76.1%（前年度比120.4%）を占めている。

表4 養護相談の理由別処理件数

理由別 処 理	家出	死亡	離婚	傷病	家 族 環 境		その他	計
					虐待	その他		
児童福祉施設				2	26	22	2	52
里親委託		2			11	11		24
面接指導		1		29	1,742	467	19	2,258
その他					260	74	12	346
計 (%)		3 (0.1)		31 (1.2)	2,039 (76.1)	574 (21.4)	33 (1.2)	2,680 (100.0)

(ア) 虐待関係

虐待相談処理状況は、下記のとおりである。

表5 虐待相談処理（対応）件数

年度	児相							計
	中央	弘前	八戸	五所川原	七戸	むつ		
令和2年度	501 (7)	275	580	100 (4)	201 (1)	92		1,749 (12)
令和3年度	477	283	580	93	181	79		1,693
令和4年度	549	409	574	143	251	113		2,039

注：（ ）は電話相談再掲

図1 虐待相談処理件数の推移

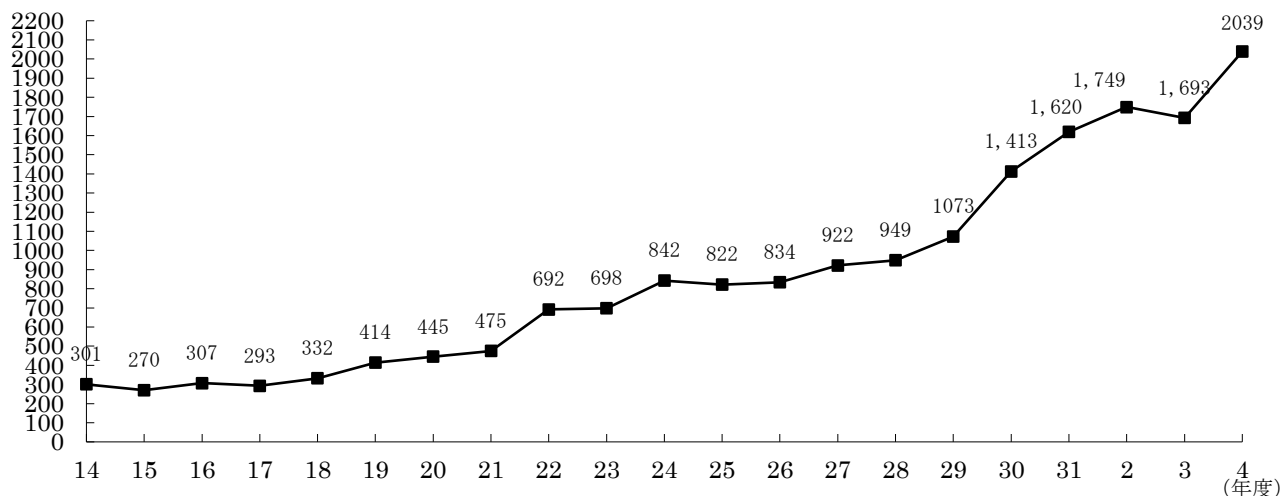


表6 虐待の内容

児相	虐待の 内容	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	計
	年度					
中 央	R2	144	10 (1)	241	106 (6)	501 (7)
	R3	115	4	266	92	477
	R4	139	2	274	134	549
弘 前	R2	46	1	200	28	275
	R3	61	7	184	31	283
	R4	68	4	272	65	409
八 戸	R2	135	3	318	124	580
	R3	141	3	299	137	580
	R4	127	3	278	166	574
五所川原	R2	21 (1)		69 (3)	10	100 (4)
	R3	26		59	8	93
	R4	34		93	16	143
七 戸	R2	62	2	107 (1)	30	201 (1)
	R3	45		90	46	181
	R4	65	3	154	29	251
む つ	R2	39		40	13	92
	R3	29	5	29	16	79
	R4	36	3	53	21	113
計	R2	447 (1)	16 (1)	975 (4)	311 (6)	1,749 (12)
	R3	417	19	927	330	1,693
	R4	469	15	1124	431	2,039

注：() は電話相談の再掲

表7 被虐待児童の年齢別内訳（六児相合計）

年度	虐待の内容	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	計
	年齢					
令和3 年度	0～3歳 未満	29	1	178	50	258
	3～5歳	77		204	65	346
	6～11歳	151	7	301	117	576
	12～14歳	97	5	116	63	281
	15～17歳	63	5	120	35	223
	その他	1		8		9
	計	418	18	927	330	1,693
令和4 年度	3歳未満	31		212	75	318
	3～5歳	67	1	189	81	338
	6～11歳	189	8	386	164	747
	12～14歳	103	3	191	68	365
	15～17歳	78	3	139	40	260
	その他	1		7	3	11
	計	469	15	1,124	431	2,039

表8 虐待通告相談通告経路

児相	経路	家族	親戚	近隣・知人	児童本人	都道府県	市町村・児童委員	福祉事務所	児童福祉施設等	児童家庭支援センター・認定こども園	警察等	家庭裁判所	保健所・医療機関	学校等	里親	その他	計	虐待者本人(再掲)
	年度																	
中央	3	36	8	49	8	18	16		8	5	231		1	88		9	477	12 (64)
	4	39	4	55	7	20	13	2	12	2	265		10	110		10	549	15
弘前	3	15	2	30	5	14	13	1	3	2	161		7	28		2	283	5
	4	18	5	21	3	5	18	6	9	1	245	2	12	63		1	409	6
八戸	3	67	17	61	9	14	34	7	17	3	206		19	110		16	580	48
	4	64	18	50	23	24	29	3	19	8	191		7	129		9	574	37
五所川原	3	7		2	1	8			5		50		7	13			93	2
	4	13		6	1	4	2		2	2	89		1	22		1	143	2
七戸	3	23	5	15	5	10	1	18		1	82		6	13		2	181	11
	4	33		9	1	21	1	20	6	6	108		8	33		5	251	11
むつ	3	4	8	5		8	1		2		37		5	9			79	
	4	17	3	4	3	5		6	1		50		2	21	1		113	
合計	3	152	40	162	28	72	65	26	35	11	767		45	261		29	1,693	78 (64)
	4	184	30	145	38	79	63	37	49	19	948	2	40	378	1	26	2,039	71

注:()内は電話相談の再掲

表9 虐待者について

虐待者 児相 年度	実父		実父以外の父親		実母		実母以外の母親		その他の他		計
	3	4	3	4	3	4	3	4	3	4	
中央	3	229	29	204	3	12					477
	4	223	45	272	4	5					549
弘前	3	133	19	126		5					283
	4	202	6	199		2					409
八戸	3	257	23	297	2	1					580
	4	283	37	247	1	6					574
五所川原	3	43	2	38		10					93
	4	80	8	46	1	8					143
七戸	3	75	14	85	1	6					181
	4	127	22	94		8					251
むつ	3	35	5	37		2					79
	4	54	3	53		3					113
合計	3	772	92	787	6	36					1,693
	4	969	121	911	6	32					2,039

表10 虐待相談処理状況

児相	処理	助 言 指 導	継 続 指 導	他 機 関 あ っ せ ん	児 童 福 祉 司 指 導	児 童 福 祉 施 設 等 入 所	里 親 委 託	指 導 委 託	市 町 村 送 致	そ の 他	計
	年度										
中央	3	422	3	2	15	14	1		5	15	477
	4	472	5	7	29	6	1		14	15	549
弘前	3	233	2	3	8	2			32	3	283
	4	326	4	2	25	3			43	6	409
八戸	3	429	3	2	50	9	4		73	10	580
	4	481	2	2	25	12	9		37	6	574
五所川原	3	82			3		1			7	93
	4	132	5	1	4				1		143
七戸	3	155	1		2	10		2	5	6	181
	4	197	1	4	13	2	1		19	14	251
むつ	3	61	2		10		1		5		79
	4	87		5	6	3			9	3	113
合計	3	1,382	11	7	88	35	7	2	120	41	1,693
	4	1,695	17	21	102	26	11		123	44	2,039

その他は、福祉事務所送致等

(イ) 里親・小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の状況

a 里親委託

里親は、児童を一時的又は継続的に自分の家庭内に預かって養育することを希望する者であつて、都道府県知事が適当と認定した者である。

里親制度は、家庭的環境に恵まれない児童を個人の家庭に預け、その温かい愛情と家庭的雰囲気の中で育てようとする制度である。

里親及び委託児童の状況は表11のとおりである(前年度登録里親数 151)。

表11 県内児童相談所の里親登録数 (令和5年4月1日現在)

	中央	弘前	八戸	五所川原	七戸	むつ	合計
登録里親数	36	30	53	11	24	11	165

b 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）

小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）とは、保護者のない児童又は保護者に監督させることが不相当であると認められる児童の養育に関し、相当の経験を有する者等の住居において複数の児童について養育を行う事業である。

ファミリーホーム委託児童の状況は表12のとおりである。

表12 小規模住居型児童養育事業の利用状況 (令和5年3月末現在)

	中央	弘前	八戸	五所川原	七戸	むつ	合計
管内事業所数	4		2		3	1	10
年度末在籍	15	1	17		6	8	47

c 里親等委託率

里親等委託率とは、家庭で適切な養育が受けられないため施設や里親のもとで生活している子どものうち、里親やファミリーホームといった家庭と同様の養育環境で生活している子どもの割合を表す指標です。

表13 県内児童相談所の里親等委託率

	中央	弘前	八戸	五所川原	七戸	むつ
里親等委託率(%)	34.5	15	36.8	17.9	33.3	52.9

$$= \frac{\text{里親委託児童数} + \text{ファミリーホーム委託児童数}}{\text{乳児院入所児童} + \text{養護施設入所児童} + \text{里親・ファミリーホーム委託児童}} \times 100$$

(ウ) 法的対応の状況

a 嘱託弁護士の法律相談実施状況

平成29年度から中央児童相談所に令和2年度からは八戸児童相談所にも嘱託弁護士が配置され、虐待相談等において法的対応が必要となった場合に、県内各児童相談所からの相談等に対応している。

嘱託弁護士の法律相談への対応状況は、表14のとおりである。

表14 嘱託弁護士の法律相談実施状況

嘱託弁護士	児相	相談回数	内容
中央	中央	6	法第28条関係
		1	保護者の対応関係
		1	その他
	弘前	1	法第28条関係
		1	親権関係
		1	その他
	八戸	2	その他
	五所川原	1	未成年後見人関係
		1	その他
	むつ	4	法第28条関係
		1	その他
	八戸	八戸	8
2			保護者の対応関係
2			親権関係
7			養子縁組関係
七戸		2	法第28条関係
		1	養子縁組関係

b 家事審判の申立状況

児童福祉法第28条（親権者の意に反する場合の家庭裁判所の承認による施設入所等の措置）及び親権停止・親権喪失、後見人の選任・解任に係る申立状況は表14のとおりである。

表15 家事審判の申立状況

		28条関係	親権関係	後見人関係
弘前	請求件数	2		
	承認件数	2		
	却下・取下件数			
八戸	請求件数	2		
	承認件数	2		
	却下・取下件数			
五所川原	請求件数			3
	承認件数			3
	却下・取下件数			

c 虐待防止法に基づく安全確認の実施状況

児童虐待の防止等に関する法律に基づく児童の安全確認の実施状況は表16のとおりである。

表16 虐待防止法等に基づく安全確認の実施状況

出頭要求	立入調査	臨検・搜索	援助要請	親権喪失審判等	面会制限等	住所情報制限
			2			

イ 障害相談

障害相談は、前年度の1,757件に比べ227件の減少となっている。最も多いのは、愛護手帳の判定も含む「知的障害」の1,429件で、障害相談全体の93.4%を占め、次いで「発達障害」46件、「肢体不自由」22件と続いている。

表17 障害相談受付件数

児相	肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害等	重症心身障害	知的障害	発達障害	計
中央	2			4	336	6	348
弘前				6	267	20	293
八戸	12			8	389	6	415
五所川原			1	2	131	8	142
七戸	7			8	192	1	208
むつ	1		1	3	114	5	124
計	22		2	31	1,429	46	1,530

図2 障害相談の受付件数の推移

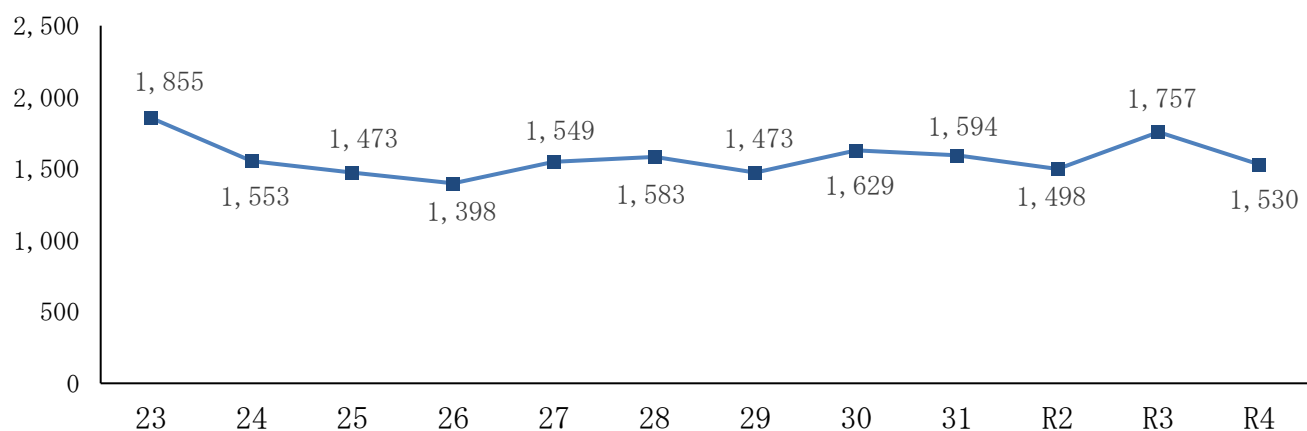


表18 障害児施設別利用状況

(令和5年4月1日現在)

施設種別 児相	福（祉型知的障害児入所施設）	福（祉型自閉症児入所施設）	福（祉型障害児入所施設）	福（祉型ろうあ児入所施設）	福（祉型肢体不自由児入所施設）	医（療型障害児入所施設）	医（療型重症心身障害児入所施設）	指（定医療障害児機関）	計
中央	3								3
弘前	3							8	11
八戸	12					8	12	2	34
五所川原	6							4	10
七戸	20					3	3	3	29
むつ	8					1	1	3	13
合計	52					12	16	20	100

ウ 非行相談

非行相談は前年度の79件に比べ12件の減少となっており、多くを占めるのは「家出・浮浪」及び「自家金銭持出」である。なお、これらの件数は主たる問題行動を1件として計上しているものであるが、通常は複数の問題行動が重なりあっていることが多い。

表19 非行相談受付件数

児相	ぐ犯行為等	触法行為等	計
中 央	8	12	20
弘 前	5	6	11
八 戸	8	16	24
五所川原	1	3	4
七 戸	6		6
む つ	2		2
計	30	37	67

図3 非行相談の受付件数の推移

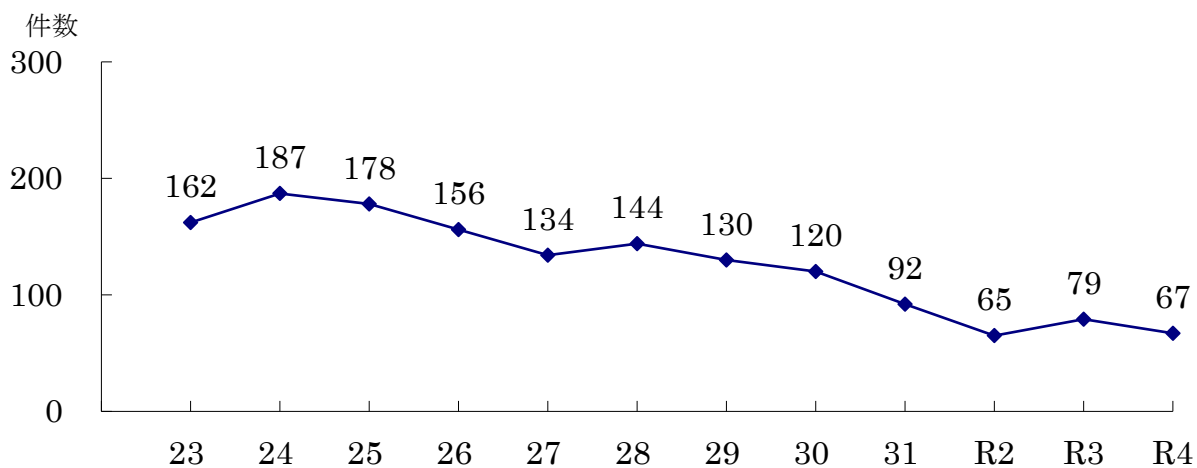


表20 非行相談の問題行動別処理件数

問題行動 処理	ぐ犯行為等相談	触法行為等相談	計
児童福祉施設入所	7	2	9
助言指導	23	30	53
継続指導	1		1
児童福祉司指導	2	4	6
その他	3	2	5
計	36	38	74

※前年度未対応件数を含む

エ 育成相談

育成相談の相談内容による受付状況は表21のとおりで、前年度の363件に比べ101件の増加となっている。最も多いのは「性格行動」の269件で育成相談全体の58.0%を占め、次いで「適性」の76件、「不登校」の65件と続いている。

表21 育成相談受付件数

児相	性格行動	不登校	適性	育児・しつけ	計
中 央	78	15	13	9	115
弘 前	46	18	2	24	90
八 戸	83	24	47	16	170
五 所 川 原	28	5	2	5	40
七 戸	21		9		30
む つ	13	3	3		19
計	269	65	76	54	464

図4 性格行動受付件数の推移

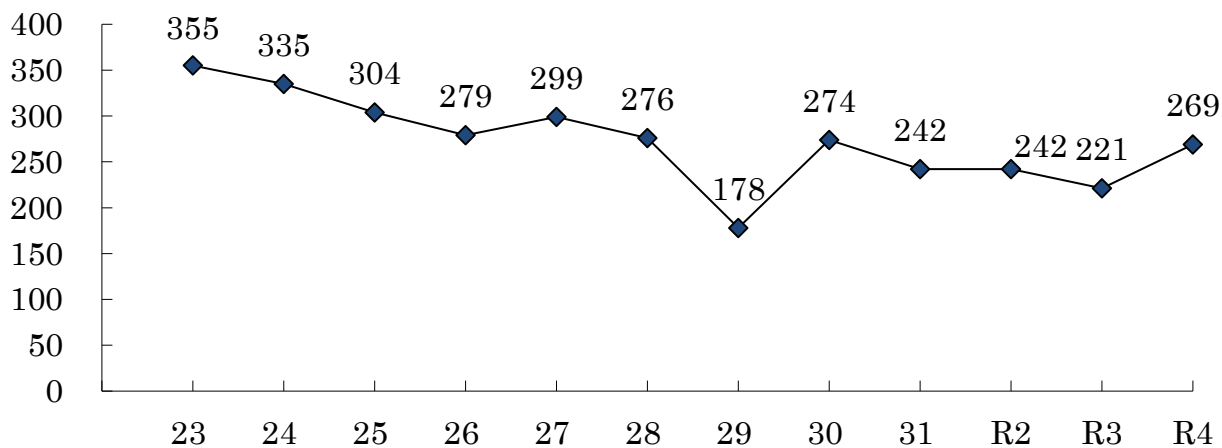
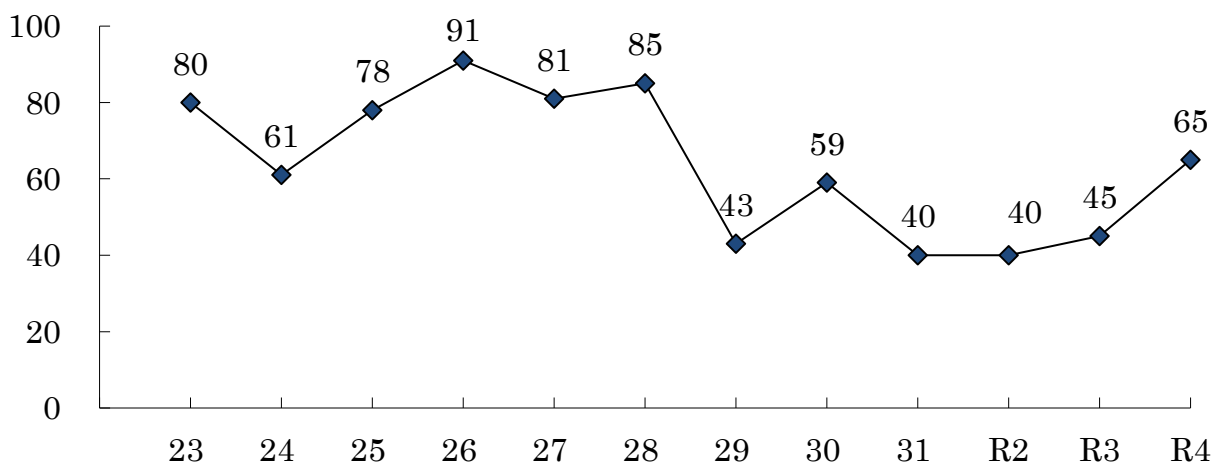


図5 不登校受付件数の推移



2 判定業務

相談種類別の判定実施件数は1,101件で、前年度に比べ64件の減少となっている。相談件数に対する判定実施の割合は21.9%（前年度 24.5%）となっている。判定実施件数を相談種類別でみると、「知的障害相談」、「養護相談」、「性格行動相談」、「適性相談」の順になっている。

医学的診断指導は前年度に比べ37件増加し、心理診断指導は247件増加となっている。

表22 相談種類別判定実施件数

相 種 別	談 別	養 護	保 健	肢 体 不 自 由	視 聴 覚 障 害	言 語 発 達 障 害 等	重 症 心 身 障 害	知 的 障 害	発 達 障 害	ぐ 犯 行 為 等	触 法 行 為 等	性 格 行 動	不 登 校	適 性	育 児 ・ し つ け	そ の 他	計
中 央	3	37						195		1	2	12		12			259
	4	21						203	1	2	2	22	1	9			261
弘 前	3	25						184	9	4	5	10	1	7			245
	4	19				3		170	3	1	4	4		9			213
八 戸	3	27						233		2	2	14	2	8			288
	4	29						205		2	2	13		38			289
五 所 川 原	3	32				1		90	8	2	3	13	1	1			151
	4	53				1		67	4	1	3	12	1	1		1	144
七 戸	3	15						113			1	4		4			137
	4	14				2		100				4		1			121
む つ	3	9						68	2			2		4			85
	4	7						55	1	1		5	2	2			73
合 計	3	145				1		883	19	9	13	55	4	36			1,165
	4	143				6		800	9	7	11	60	4	60		1	1,101

表23 医学的・心理検査状況

検査 対象者	医学的診断指導				心理診断指導						
	診察 指導	医学的 検査	その他	計	知能 検査	発達 検査	人格 検査	その他 の検査	面接・ 観察・ 指導	計	
中 央	児 童	84	118	42	244	216	124	59	15	299	713
	保 護 者	87			87				2	263	265
	そ の 他	9			9					22	22
弘 前	児 童	75	1		76	207	152	45	11	236	651
	保 護 者	81		1	82				2	296	298
	そ の 他	19			19				1	29	30
八 戸	児 童	107			107	256	93	55	21	306	731
	保 護 者	111			111	1	1		11	297	310
	そ の 他	13			13					61	61
五 所 川 原	児 童	100			100	213	58	43	3	290	607
	保 護 者	105			105					265	265
	そ の 他	42			42					33	33
七 戸	児 童	55			55	79	45	17	4	169	314
	保 護 者	65			65					167	167
	そ の 他	3			3					27	27
む つ	児 童	15			15	67	25	25	8	95	220
	保 護 者	14			14					84	84
	そ の 他									25	25
合 計	児 童	436	119	42	597	1,038	497	244	62	1,395	3,236
	保 護 者	463		1	464	1	1		15	1,372	1,389
	そ の 他	86			86				1	197	198
	計	985	119	43	1,147	1,039	498	244	78	2,964	4,823

図6 判定実施件数の推移

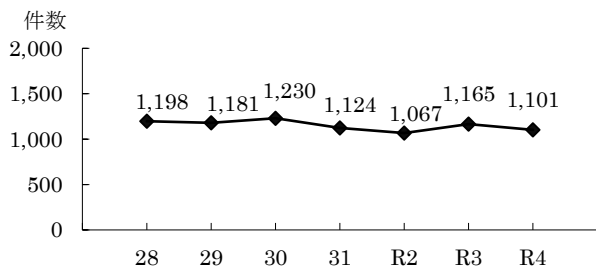


図7 医学的診断指導件数の推移

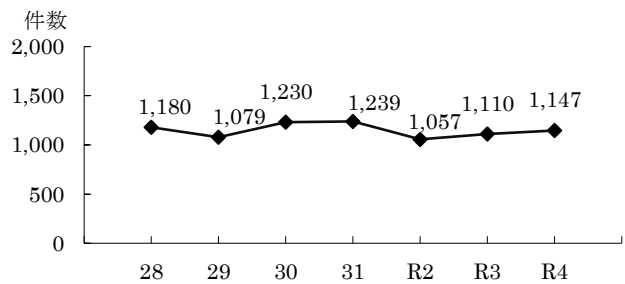


図8 心理診断指導件数の推移

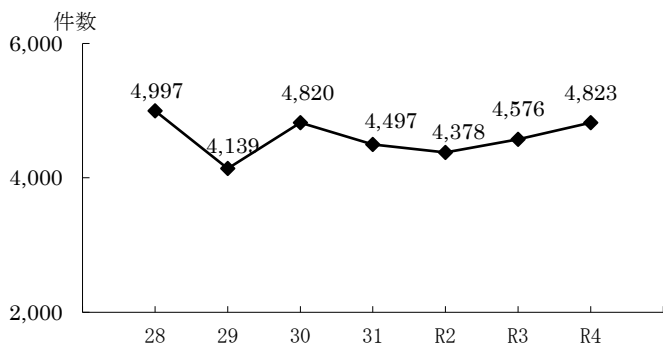


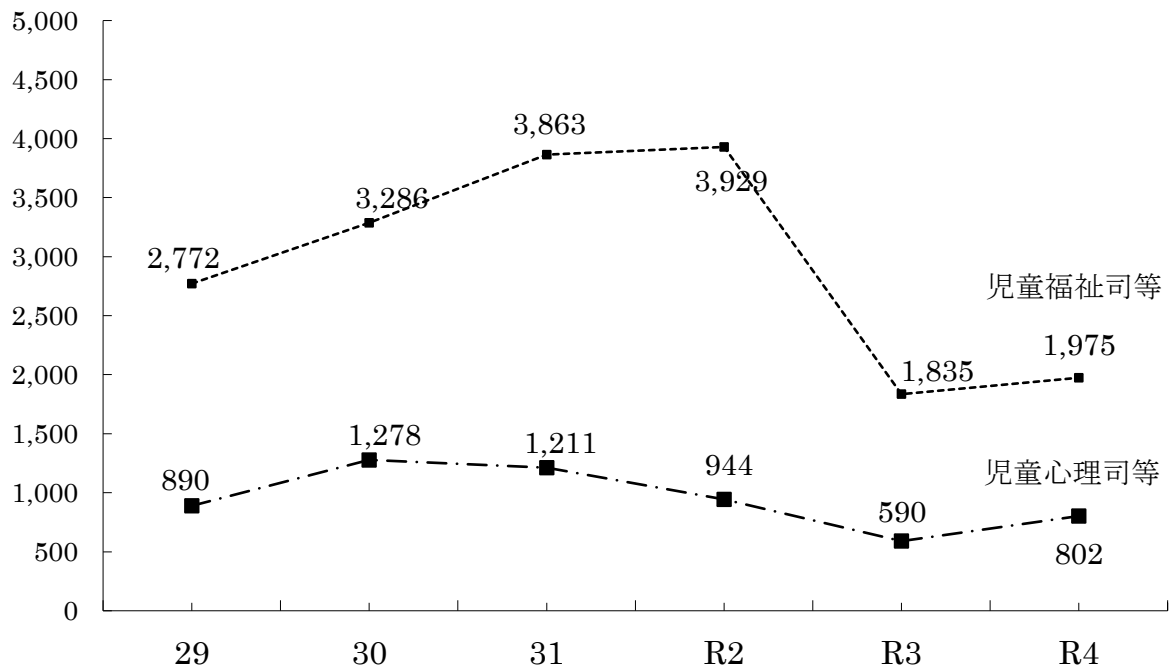
表24 判定書（証明書等）等の交付状況

児相	内容	判定書（証明書等）等の交付状況				計
		特別児童 扶養手当 診断書	愛護手帳	障害児保 育意見書	その他 (福祉手当・障 害証明書等)	
中	央	4	205	1	75	285
弘	前	5	182		92	279
八	戸	15	216		69	300
五	所 川 原	17	59		35	111
七	戸	13	108		51	172
む	つ	4	56		34	94
合	計	58	826	1	356	1,241

表25 心理療法・カウンセリングの状況（六児相合計）

対象別	心理療法・カウンセリングの状況	
	児童心理司等	児童福祉司等
児 童	369	560
保 護 者	291	667
そ の 他	142	748
計	802	1,975

図9 心理療法・カウンセリングの推移（医師を除く）



3 一時保護業務

(1) 県内児童相談所の一時保護の状況

ア 実人員及び延日数

令和4年度に県内六児童相談所で一時保護(保護委託を含む)した児童の実人員の総数は312人であり、前年度に比べ16人減となっている。

また、延日数の総数は8,545日であり、前年度と比べ730日増加している。

表26 一時保護の状況 (六児相)

児相別	年度	保護の内容	実人員	延日数
中央	3	中央児相の一時保護(昼間分を除く)	36	938
		所内保護	10	11
		保護委託	48	1,116
		計	94	2,065
	4	中央児相の一時保護(昼間分を除く)	24	559
		所内保護		
保護委託		59	1,657	
		計	83	2,216
弘前	3	中央児相の一時保護	5	182
		所内保護	11	11
		保護委託	29	677
		計	45	870
	4	中央児相の一時保護	4	256
		所内保護		
保護委託		31	423	
		計	35	679
八戸	3	中央児相の一時保護	23	773
		所内保護	6	6
		保護委託	83	2,458
		計	112	3,237
	4	中央児相の一時保護	21	659
		所内保護		
保護委託		111	3,256	
		計	132	3,915
五所川原	3	中央児相の一時保護	3	79
		所内保護	3	3
		保護委託	14	315
		計	20	397
	4	中央児相の一時保護	3	81
		所内保護		
保護委託		5	36	
		計	8	117
七戸	3	中央児相の一時保護	8	207
		所内保護	1	1
		保護委託	20	464
		計	29	672
	4	中央児相の一時保護	10	310
		所内保護		
保護委託		23	788	
		計	33	1,098
むつ	3	中央児相の一時保護	8	317
		所内保護	3	3
		保護委託	17	254
		計	28	574
	4	中央児相の一時保護	6	132
		所内保護		
保護委託		15	388	
		計	21	520
合計	3	中央児相の一時保護(昼間分を除く)	83	2,496
		所内保護(中央昼間分含む)	34	35
		保護委託	211	5,284
		計	328	7,815
	4	中央児相の一時保護(昼間分を除く)	68	1,997
		所内保護(中央昼間分含む)		
保護委託		244	6,548	
		計	312	8,545

イ 相談種類別一時保護児童数

令和4年度に一時保護(保護委託含む。)した児童の相談種類別の実人員は、養護(児童虐待)が191人(61%)と最も多く、次いで養護(その他)が54人(17%)、育成が44人(14%)、非行が21人(7%)であり、養護が合計で245人(79%)となっている。前年度と比べ、養護(児童虐待)が6人減、養護(その他)が37人減、非行が4人増、育成20人増となっている。

延日数では、養護(児童虐待)が5,187日(61%)、養護(その他)が1,138日(13%)、育成が1,132日(13%)、非行が998日(12%)の順で、養護が合計で6,325日(74%)となっている。

表27 相談種類別一時保護児童数

児相別	年度	人員	養 護			障 害 (言語障害・ 知的障害等)	非 行 (く犯行為・ 触法行為等)	育 成 (性格行動・ 不登校等)	保健・ その他	合 計
			児童虐待	その他	小 計					
中央	3	実人員	52	32	84		4	6		94
		延日数	1,203	479	1,682		170	213		2,065
	4	実人員	52	10	62		3	18		83
		延日数	1,437	279	1,716		72	428		2,216
弘前	3	実人員	24	15	39		5	1		45
		延日数	441	303	744		96	30		870
	4	実人員	17	13	30		2	2	1	35
		延日数	214	215	429		157	89	4	679
八戸	3	実人員	74	27	101		5	11		117
		延日数	2,237	571	2,808		234	303		3,345
	4	実人員	80	28	108		6	17	1	132
		延日数	2,477	621	3,098		328	403	86	3,915
五所川原	3	実人員	9	8	17		2	1		20
		延日数	194	124	318		43	36		397
	4	実人員	5		5		2	1		8
		延日数	62		62		19	36		117
七戸	3	実人員	20	1	21		5	3		29
		延日数	474	9	483		64	125		672
	4	実人員	21	3	24		6	3		33
		延日数	622	23	645		373	80		1,098
むつ	3	実人員	18	8	26			2		28
		延日数	440	98	538			36		574
	4	実人員	16		16		2	3		21
		延日数	375		375		49	96		520
合計	3	実人員	197	91	288		17	24		329
		延日数	4,989	1,584	6,573		335	743		7,651
	4	実人員	191	54	245		21	44	2	312
		延日数	5,187	1,138	6,325		998	1,132	90	8,545

(2) 中央児童相談所の一時保護所（集中管理）の状況

ア 実人員及び延日数等

令和4年度に中央児童相談所に一時保護した児童の実人員は、県内六児童相談所合わせ68人であり、前年度と比べ15人減少している。個別に見ると、七戸が2人の増加、中央が12人、弘前が1人、八戸が2人、むつが2人の減少となっている。

延日数では県内六児童相談所で1,997日であり、前年度と比べて499日減少している。個別に見ると、弘前が74日、五所川原2日、七戸が103日の増加、中央が379日、八戸が114日、むつが185日の減少となっている。

一日平均の一時保護人員は5.5人（前年度比1.3人減）、一人平均の一時保護日数は29.4日（前年度比0.7日減）となっている。

イ 相談種別保護児童数

令和4年度に一時保護した児童の相談種別の実人員は、養護が33人(49%) [児童虐待は29人(42%)、その他は4人(6%)]、育成が25人(37%)、非行が10人(15%)の順となっている。また、延日数では、養護が712日(36%) [児童虐待は675日(34%)、その他37日(2%)]、育成が740日(37%)、非行が545日(27%)の順となっている。

実人員では、前年度と比べ15人の減となっているが、個別に見ると養護が18人減、育成が8人増、非行が5人減となっている。

延日数では、前年度と比べ499日の減となっているが、個別に見ると養護が634日減、育成が169日増、非行が34日減となっている。

図10 中央児童相談所一時保護所の一時保護児童の推移

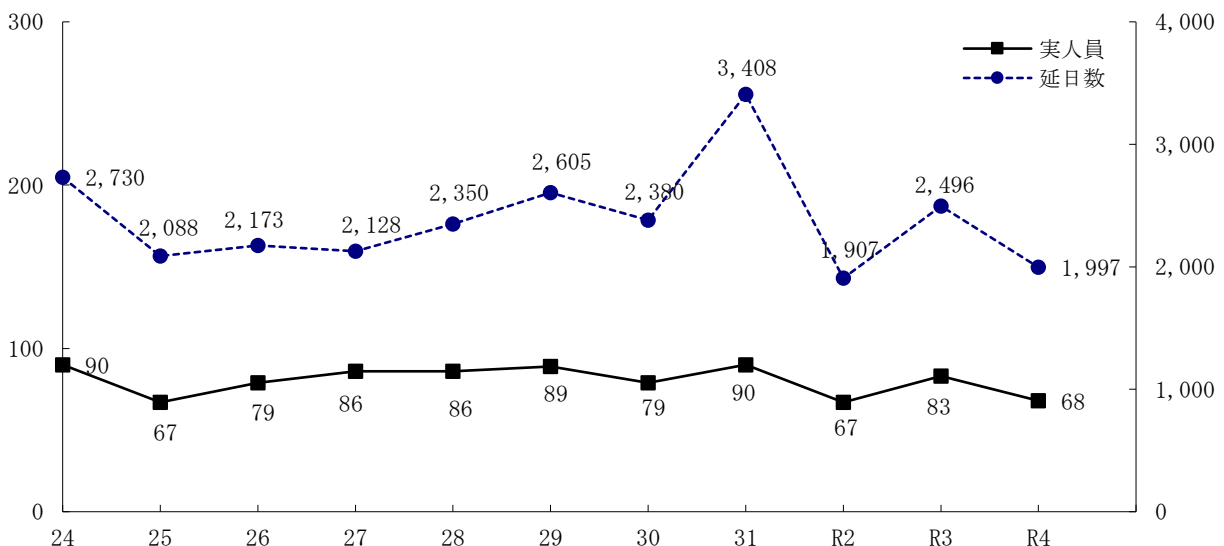


表28 中央児童相談所一時保護所の一時保護状況

児相別	年度	人員	養 護			障 害	非 行			育 成	保健・その他	合 計	1日平均 保護人員	1人平均 保護日数
			児童虐待	その他	小 計		ぐ犯	触法	小 計					
中央	3	実人員	14	13	27		2	1	3	6		36	2.6	26.1
		延日数	263	294	557		150	18	168	213		938		
	4	実人員	10	1	11		2		2	11		24	1.5	23.3
		延日数	217	5	222		57		57	280		559		
弘前	3	実人員	1		1		2	1	3	1		5	0.5	36.4
		延日数	71		71		58	23	81	30		182		
	4	実人員	1		1		1		1	2		4	0.7	64.0
		延日数	12		12		155		155	89		256		
八戸	3	実人員	12	2	14		2	1	3	6		23	2.1	33.6
		延日数	352	31	383		109	116	225	165		773		
	4	実人員	8	1	9		4		4	8		21	1.8	31.4
		延日数	189	22	211		237		237	211		659		
五所川原	3	実人員					2		2	1		3	0.2	26.3
		延日数					43		43	36		79		
	4	実人員	2		2					1		3	0.2	27.0
		延日数	45		45					36		81		
七戸	3	実人員	2		2		4		4	2		8	0.6	25.9
		延日数	49		49		62		62	96		207		
	4	実人員	5	2	7		2		2	1		10	0.8	31.0
		延日数	162	10	172		75		75	63		310		
むつ	3	実人員	7		7					1		8	0.9	39.6
		延日数	286		286					31		317		
	4	実人員	3		3		1		1	2		6	0.4	22.0
		延日数	50		50		21		21	61		132		
合計	3	実人員	36	15	51		12	3	15	17		83	6.8	30.1
		延日数	1,021	325	1,346		422	157	579	571		2,496		
	4	実人員	29	4	33		10		10	25		68	5.5	29.4
		延日数	675	37	712		545		545	740		1,997		

(3) 県内児童相談所の委託一時保護の状況

ア 相談種類別委託一時保護の状況

令和4年度に県内六児童相談所で委託一時保護した児童の実人員の総数は244人で、前年度と比べて33人増加となっている。内訳を見ると、養護(児童虐待)が162人(66%、前年度27人増)、養護(その他)が50人(20%、前年度比17人減)、育成が19人(8%、前年度比13人増)、非行が11人(5%、前年度比8人増)の順となっている。

延日数の総数は6,548日で、前年度と比べて1,264日増加となっている。内訳を見ると、養護(児童虐待)が4,512日(69%、前年度比659日増)、養護(その他)が1,101日(17%、前年度比137日減)、非行が453日(7%、前年度比430日増)、育成が392日(6%、前年度比222日増)の順となっている。

1人平均保護日数(延日数÷実人員)は26.8日で、前年度と比べて1.8日増加となっている。

表29 相談種類別委託一時保護児童数

児相別	年度	人員	児童虐待	養護その他	障害	非行	育成	その他	合計
中央	3	実人員	33	15					48
		延日数	935	181					1,116
	4	実人員	42	9		1	7		59
		延日数	1,220	274		15	148		1,657
弘前	3	実人員	14	14		1			29
		延日数	361	302		14			677
	4	実人員	16	13		1		1	31
		延日数	202	215		2		4	423
八戸	3	実人員	55	23		1	4		83
		延日数	1,789	526		7	136		2,458
	4	実人員	72	27		2	9	1	111
		延日数	2,288	599		91	192	86	3,256
五所川原	3	実人員	7	7					14
		延日数	192	123					315
	4	実人員	3			2			5
		延日数	17			19			36
七戸	3	実人員	17	1		1	1		20
		延日数	424	9		2	29		464
	4	実人員	16	1		4	2		23
		延日数	460	13		298	17		788
むつ	3	実人員	9	7			1		17
		延日数	152	97			5		254
	4	実人員	13			1	1		15
		延日数	325			28	35		388
合計	3	実人員	135	67		3	6	0	211
		延日数	3,853	1,238		23	170	0	5,284
	4	実人員	162	50		11	19	2	244
		延日数	4,512	1,101		453	392	90	6,548

イ 委託先別委託一時保護の状況

令和4年度の委託先は、実人員244人のうち、児童福祉施設144人（59%、前年度比8人増）、里親58人（24%、前年度比17人増）、警察13人（5%、前年度比5人増）、その他29人（12%、前年度比13人増）、の順となっている。

延日数の総数は6,548日で、児童福祉施設4,041日（62%、前年度比356日増）、里親1,252日（19%、前年度比233日増）、その他1,235日（19%、前年度比985日増）、警察20日（0.3%、前年度比4日増）の順となっている。

表30 委託先別委託一時保護の状況

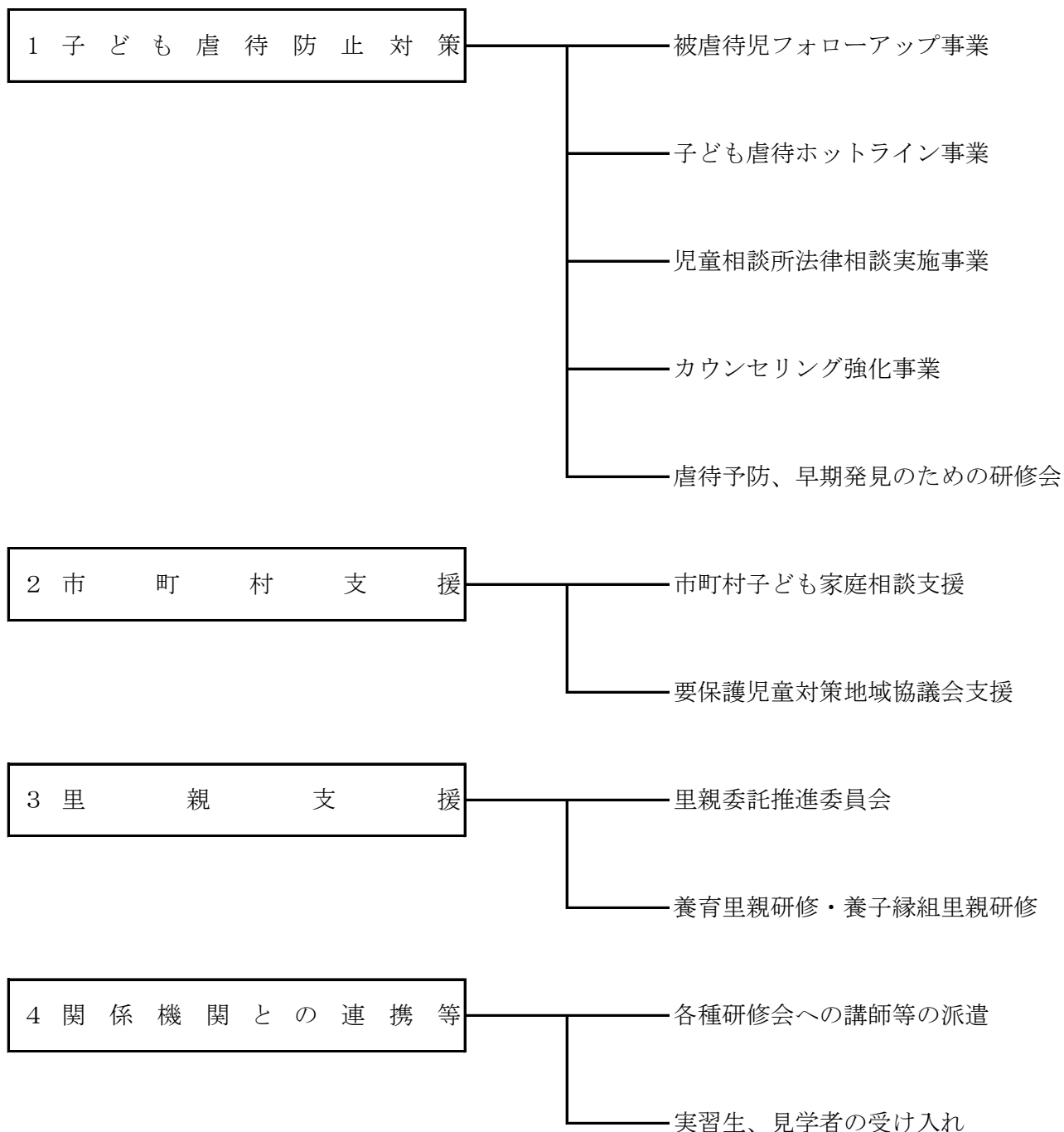
児相別	年度	人員	児童福祉施設	医療機関	里親	警察	その他	合計
中央	3	実人員	25		6	2	15	48
		延日数	756		129	2	229	1,116
	4	実人員	27		20	2	10	59
		延日数	958		492	3	204	1,657
弘前	3	実人員	27		2			29
		延日数	633		44			677
	4	実人員	27		2	2		31
		延日数	396		24	3		423
八戸	3	実人員	52	9	22			83
		延日数	1,430	285	743			2,458
	4	実人員	64		27	3	17	111
		延日数	1,871		643	6	736	3,256
五所川原	3	実人員	9		2	3		14
		延日数	271		38	6		315
	4	実人員	3			2		5
		延日数	34			2		36
七戸	3	実人員	16	1		2	1	20
		延日数	410	29		4	21	464
	4	実人員	16		1	4	2	23
		延日数	467		20	6	295	788
むつ	3	実人員	7		9	1		17
		延日数	185		65	4		254
	4	実人員	7		8			15
		延日数	315		73			388
合計	3	実人員	136	10	41	8	16	211
		延日数	3,685	314	1,019	16	250	5,284
	4	実人員	144	0	58	13	29	244
		延日数	4,041	0	1,252	20	1,235	6,548

第3 児童相談所の事業等

児童相談所の事業等

県内の児童相談所は、地域の必要に応じて、児童の健やかな育成及び家庭・地域における児童養育を支援するための各種援助活動や、第一義的な児童家庭相談窓口である市町村への後方支援等を行っている。

事業の概要等を総括すると、下図のようになる。



1 子ども虐待防止対策

(1) 被虐待児フォローアップ事業

虐待経験を持つ児童やその保護者への治療的援助、虐待経験を有する児童を指導している児童福祉施設職員への援助を目的としてフォローアップ事業を実施している。

平成12年度に中央児童相談所で開始され、現在は県内各児童相談所において、地域のニーズに合わせて施設職員に対する研修やケースカンファレンス、児童・保護者を対象とした個別又はグループによるカウンセリングや各種治療プログラムの実施等の取り組みを行っている。

令和4年度の実績は下記のとおりである。

表31 中央児童相談所実施事業

指導対象	参加数	指導回数	指導内容
児童福祉施設職員	80	10	児童福祉施設職員指導
被虐待児童及び親	14	14	被虐待児親子指導
被虐待児童	24	89	被虐待児個別指導
被虐待児の保護者	322	277	被虐待児保護者指導

表32 弘前児童相談所実施事業

指導対象	参加数	指導回数	指導内容
児童福祉施設職員	3	21	低年齢児を担当する職員を対象に、愛着関係を形成するための方法について、児童との通所による指導
被虐待児童	8	35	被虐待児個別指導
被虐待児童の保護者	33	226	被虐待児保護者指導

表33 八戸児童相談所実施事業

指導対象	参加数	指導回数	指導内容
児童福祉施設職員	7	1	新任職員研修
児童福祉施設職員	11	3	職員研修
児童福祉施設職員	16	5	ケースカンファレンス
児童福祉施設職員	53	3	情報交換会
保護者	34	85	面接
児童	45	146	面接
親子	31世帯	139	面接

表34 五所川原児童相談所実施事業

指導対象	参加数	指導回数	指導内容
児童福祉施設職員	64	6	研修

表35 七戸児童相談所実施事業

指導対象	参加数	指導回数	指導内容
児童福祉施設職員	8	2	グループワークを含めた研修
児童福祉施設職員	19	3	施設内ケースカンファレンスにおける助言
児童福祉施設職員	9	1	児童養護施設新任職員研修
被虐待児童及び親	22世帯	142	被虐待児親子指導
被虐待児童	10	34	被虐待児指導
被虐待児童の保護者	1	1	被虐待児保護者指導

表36 むつ児童相談所実施事業

指導対象	参加数	指導回数	指導内容
児童福祉施設職員	4	1	講義及び所内見学
被虐待児童及び親	2	21	被虐待児親子指導
被虐待児童	5	20	被虐待児個別指導
被虐待児童の保護者	23	77	被虐待児保護者指導

(2) 子ども虐待ホットライン事業

子どもへの虐待に関する通告・通報を24時間、365日受け付けるホットライン(フリーダイヤル)を各児童相談所に設置し、虐待の防止と早期発見・早期対応を図ることを目的としている。中央児童相談所には電話相談員3名が配置され、休日・夜間等は中央児童相談所が受け付ける体制としている。

表37 通告者別(相談者別)受付状況

通告者	家族	警察等	学校等	児童本人	福祉事務所	市町村	近隣・知人	保健所	医療機関	児童委員	児童福祉施設等	親戚	その他	合計
件数	16		8	4		1	18		1		6		7	61

表38 虐待の内容と年齢別内訳

虐待の内容	0歳児		幼児		小学生		中学生		高校生		その他		合計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
身体的虐待			5	2	9	2	4	3		2	1		19	9
性的虐待														
心理的虐待			6	5	9	4		2		2			15	13
保護の怠慢・拒否			1	2	1		1						3	2
不明														
合計			12	9	19	6	5	5		4	1		37	24

(3) 児童相談所法律相談実施事業

関係者が自らの虐待行為を認めない場合の法的介入、又は援助に当たり法的手続き上専門的な対応を必要とする場合などにおいて、迅速かつ適切な対応ができるよう、児童相談所における相談担当弁護士を確保することにより、相談体制の強化を図っている。

表39 児童相談所法律相談実施事業

年度	児 相	相談回数	内 容
R2	中 央	3	児童虐待ケースの対応 (面接の同席、28条申立てに係る審問、28条却下後の対応)
	弘 前	2	未成年後見について
		3	法28条申立てに係る審問同席及び今後の対応について
		1	児童の施設入所後も養母が本児の遺族年金を管理することについて
	五 所 川 原	1	施設入所児童の養子縁組解消について
R3	実 施 な し		
R4	弘 前	1	児童福祉法28条2項申し立て予定のケースについて
		1	児童の家庭引き取りについて

※嘱託弁護士の法律相談への対応状況は、P21のとおりである。

(4) カウンセリング強化事業

児童虐待を行う保護者等に対して、精神科医の協力により指導を行うものであり、平成13年4月から事業を開始し、令和4年度の実績は下記のとおりである。

表40 カウンセリング強化事業実施状況

区 分		実ケース数	医学診断・カウンセリング・助言の件数
中 央	児 相	34	47
弘 前	児 相	5	6
八 戸	児 相	14	15

(5) 虐待予防、早期発見のための研修会

①子ども虐待要保護児童対策研修会

地域ぐるみで被虐待児童をはじめとする要保護児童の発生を防止する機運の醸成を図ることを目的に、関係機関や一般県民を対象とした研修会を毎年県内2か所で開催している。

表41 子ども虐待要保護児童対策研修会実施状況

児相	実施年月日	研修名	会場	参加者数
八戸	R4.10.28	令和4年度子ども虐待防止要保護児童対策研修会	八食センター 厨ホール	114名 (オンライン 47名含む)
五所川原	R4.11.9	「愛着障害・愛着に問題を抱える子どもへの支援」	五所川原ふるさと交流 県民センター オルテ ンシア	53名
	R4.11.16	「愛着の器モデルに基づく愛着修復プログラムについて」	五所川原合同庁舎 1階 B・C会議室	16名

②その他の研修会

表42 その他の研修会実施状況

実施年月日	研修名	会場	参加者数
実施なし			

2 市町村支援

(1) 市町村子ども家庭相談支援

平成17年4月から市町村が第一義的な児童家庭相談窓口となったことから、市町村職員を対象とした研修の実施や市町村に出向いての巡回支援、相談ケースの対応等に関する技術的助言を行う等、市町村子ども家庭相談に対する支援を行っている。

(2) 市町村支援児童福祉司の配置

令和4年度から市町村支援業務を専任で担当する市町村支援児童福祉司が2名（弘前児童相談所、八戸児童相談所に1名ずつ）配置された。（下北地区はむつ児童相談所の児童福祉司が兼任）

市町村が行う子ども家庭支援活動に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供、市町村職員の研修その他必要な援助を行うことで、市町村の相談対応力の向上、相談体制の強化を図っている。また、各市町村の要保護児童対策地域協議会が円滑に運営され、関係機関が効果的に連携できるよう、助言・提案を行っている。

（参考：担当区域）

配属児童相談所	管轄児童相談所	担当市町村
弘前児童相談所	中央児童相談所	青森市、平内町、外ヶ浜町、今別町、蓬田村
	弘前児童相談所	弘前市、黒石市、平川市、西目屋村、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町
	五所川原児童相談所	五所川原市、つがる市、鱒ヶ沢町、深浦町、鶴田町、中泊町
八戸児童相談所	八戸児童相談所	八戸市、おいらせ町、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村
	七戸児童相談所	十和田市、三沢市、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村
むつ児童相談所 （児童福祉司が兼任）	むつ児童相談所	むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村

(3) 各児童相談所の市町村に対する支援実績

表43 巡回支援

	中 央	弘 前	八 戸	五 所 川 原	七 戸	む つ
実 施 市 町 村	5 (5)	8 (8)	8 (8)	6 (6)	8 (8)	5 (0)
実 施 回 数	11 (11)	23 (23)	31 (31)	17 (17)	21 (21)	5 (0)

※ () は市町村支援児童福祉司分の再掲。

表44 技術的助言

	中 央	弘 前	八 戸	五 所 川 原	七 戸	む つ
実 施 市 町 村	2 (2)	7 (7)	7 (6)	4 (4)	8 (2)	2 (0)
実 施 回 数	45 (6)	72 (25)	34 (10)	50 (35)	104 (2)	12 (0)

※ () は市町村支援児童福祉司分の再掲。

表45 メール相談等

	中 央	弘 前	八 戸	五所川原	七 戸	む つ
実 施 市 町 村	3 (3)	6 (6)	8 (8)	2 (2)	8 (8)	0 (0)
実 施 回 数	6 (6)	17 (17)	54 (54)	8 (8)	23 (23)	0 (0)

※ () は市町村支援児童福祉司分の再掲。

(4) 要保護児童対策地域協議会支援

要保護児童等に関し関係者間で情報の交換と支援の協議を行う機関として、「要保護児童対策地域協議会」が児童福祉法により位置づけられており、県内全ての市町村が設置している。

協議会の各会議に出席するとともに、会議の運営や協議会における対象ケースの進行・管理等について助言等を行っている。

表46 要保護児童対策地域協議会への参加状況

児 相	管 内 市町村数	会 議 出 席 回 数						
		代 表 者 会 議		実 務 者 会 議		個 別 ケ ー ス 検 討 会 議		
		開 市町村	催 数	参 加回数	開 市町村	催 数	参 加回数	開 市町村
中 央	5	4	4 (0)	5	14 (1)	4	45 (0)	
弘 前	8	7	7 (2)	4	12 (4)	5	27 (0)	
八 戸	8	8	8 (1)	8	33 (18)	5	15 (3)	
五所川原	6	3	3 (1)	3	10 (1)	2	9 (0)	
七 戸	8	8	8 (0)	8	47 (15)	5	13 (1)	
む つ	5	3	3 (0)	3	10 (0)	1	32 (0)	
合 計	40	33	33 (4)	31	126 (39)	22	141 (4)	

※ () は市町村支援児童福祉司参加分の再掲。

(5) 市町村子ども家庭支援担当職員研修

市町村支援児童福祉司が、各児童相談所の協力を得て実施したもの。なお、参加者はどの会場に参加しても良いこと、プログラムの一部のみの参加でも良いこととした。

表47 前期研修実施状況

内 容		講義① 市町村が行う子ども家庭支援と相談対応の流れ 講義② 相談記録の作成と台帳整備 講義③ 要対協の設置目的と各会議の役割 講義④ 要対協による支援とケース管理		
参加状況	会 場	開催日	参加市町村数	参加延べ人数
	青森会場	8月26日	6	8
	弘前会場	8月18日	5	10
	五所川原会場	8月24日	4	7
	八戸会場	8月4日	10	22
	七戸会場	7月28日	3	5
	むつ会場	8月25日	5	7
	合 計		33	59

表48 後期研修実施状況

内 容		講義① 児童相談所の業務と相談援助活動の流れ 講義② 児童福祉施設と里親・ファミリーホーム 講義③ 困った場面の保護者対応 その1 講義④ 困った場面の保護者対応 その2		
参加状況	会 場	開催日	参加市町村数	参加延べ人数
	青森会場	11月18日	6	11
	弘前会場	11月9日	8	15
	五所川原会場	11月24日	7	13
	八戸会場	11月10日	10	19
	七戸会場	10月31日	5	6
	むつ会場	11月17日	5	7
	合 計			41

(6) その他の支援

表49 児相援助方針会議への参加（7月～10月）

児 相	実施回数	参加市町村数	参加延べ人数
八 戸	5	8	24
七 戸	8	4	13
む つ	1	1	1

表50 児相所内研修への参加

児 相	実施回数	参加市町村数	参加延べ人数
七 戸	2	4	6

3 里親支援

(1) 里親委託推進委員会

青森県里親委託推進委員会は、青森県里親養育包括支援事業の実施に当たり、里親等と児童相談所及び里親支援機関等との相互理解を深め、意見交換や連絡調整を行うことにより、本事業に必要な助言を行うなど事業を円滑に推進する目的で設置している。

表51 里親委託推進委員会実施状況

実施日	会場	参加者数
令和4年8月24日	青森福祉庁舎	18人
令和5年3月9日	青森福祉庁舎	17人

(2) 養育里親研修・養子縁組里親研修

家庭での養育を必要とする児童を受け入れる里親として必要な基礎的知識や技術の修得を行うとともに、その資質の向上を図ることを目的として、養育里親・養子縁組の新規登録時に「基礎研修」「登録前研修」、養育里親・養子縁組里親登録の更新時に「更新研修」を実施している。

表52 養育里親研修・養子縁組里親研修実施状況

研 修 名	会場	参加者数
養育里親・養子縁組里親 基礎研修	<青森会場> 藤聖母園、県民福祉プラザ	19人
	<弘前会場> 弘前愛成園 弘前市総合学習センター	10人
	<三沢会場> ひまわり乳児院、 三沢市総合社会福祉センター	16人
養育里親・養子縁組里親 登録前研修	<青森会場> 藤聖母園、県民福祉プラザ	18人
	<弘前会場> 弘前愛成園、弘前市総合学習センター	9人
	<三沢会場> ひまわり乳児院、あけぼの学園、 浩々学園、美光園 三沢市総合社会福祉センター	17人
養育里親更新研修	<青森会場> 県民福祉プラザ、藤聖母園	9人
	<弘前会場> 弘前市総合学習センター、弘前愛成園	6人
	<八戸会場> 三戸地方保健所	20人

4 関係機関との連携状況

(1) 各種研修会への講師等の派遣

関係機関との連携強化のため、関係機関が主催する会議や研修会において積極的に講師等を派遣している。
令和4年度の派遣状況は下記のとおりである。

中央児童相談所

研修会等名称等	開催地	内容
主事・技師研修	青森市	メンタルヘルス
令和4年度初任者研修(特別支援学校)生徒指導基礎講座	青森市	子どもの安全・安心な生活を支える児童相談所の機能
令和4年度SOSの出し方教育研修講座	青森市	子どもの安心・安全な生活を支える児童相談所の機能
生徒指導主任・生徒指導主事研修	青森市	虐待事案の早期発見・適切な対応について
令和4年度地域生徒指導連絡協議会合同会議	青森市	児童相談所の業務と関係機関との連携について
令和4年度第1回スクールソーシャルワーカー活用連絡協議会	青森市	児童相談所の業務と関係機関との連携について
青森市戸山団地地区民生委員児童委員協議会研修会	青森市	児童虐待の実態・対応について
ホームビジター養成講座	青森市	問題や悩みのある家庭への理解
人身安全関連事案対策専科教養	青森市	児童虐待の現状と対応上の留意事項等
性犯罪捜査専科教養	青森市	性的虐待事案への対応・子どもの性被害への対応

弘前児童相談所

研修会等名称等	開催地	内容
平川市立平賀東小学校 校内研修	平川市	講義(愛着障害について)
田舎館村立田舎館小学校 校内研修	田舎館村	講義(子どもとメディアの関わり方について)
令和4年度新任保健師研修	弘前市	講義(児童相談の機能と役割)

八戸児童相談所

研修会等名称等	開催地	内容
三八地域県民局地域健康福祉部新任職員研修	八戸市	児童相談所の概要
主幹研修	青森市	メンタルヘルス
三沢市児童虐待対応研修会	三沢市	児童虐待対応における関係機関との連携
あおもり家庭教育アドバイザー養育講座	三沢市 つがる市	子どもを持つ親の気持ち

七戸児童相談所

研修会等名称等	開催地	内容
野辺地町保育者向け研修	野辺地町	児童虐待防止法と保育所等の役割
三沢市児童虐待防止研修会	三沢市	虐待対応における関係機関との連携
上北地区特別支援連携協議会	七戸町	近年増加傾向にある相談内容

むつ児童相談所

研修会等名称等	開催地	内容
田名部北地区民児協研修会	むつ市	児童相談所と民生委員・児童委員との関わりについて
令和4年度合同研修会 (むつ市少年指導員協議会・むつ市青少年健全育成推進協議会)	むつ市	子ども達の現状について

(2) 実習生、見学者の受け入れ

関係機関の職員や福祉を学ぶ学生を積極的に受け入れ、見学者への案内や実習指導、研究事業への協力等を行っている。
令和4年度の受け入れ状況は下記のとおりである。

中央児童相談所

対 象	参加人員	内 容
青森県立保健大学生	10	SW実習指導I体験見学
青森県立保健大学生	1	見学実習

弘前児童相談所

対 象	参加人員	内 容
弘前大学教育学部	3	講義（児童相談所の業務概要）
弘前大学人文社会科学部	1	講義（児童相談所の業務概要）
弘前大学人文社会科学部 地域司法実習	5	施設見学、質疑応答
弘前大学医学部心理支援科学科学生	11	講義（児童相談所の業務概要）及び施設見学

児 童 相 談 (令和 4 年度実績)

編 集 東青地域県民局地域健康福祉部
こども女性相談総室 (青森県中央児童相談所)
〒038-0003 青森市大字石江字江渡 5-1
TEL (017) 781-9744 FAX (017) 781-4175
発 行 令和 6 年 2 月
